

INTERJURIST

日本国際法律家協会

Email jalisa@jalisa.info

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

No.179

2014年2月1日発行

■9条世界会議・関西2013 国際会議・全体会

□9条世界会議開会のための演説

国際民主法律家協会 会長 ジーン・マイラー 1

□2013年10月 9条世界会議

メアリ・アン・ライト 5

□世界の民衆とともにある日本国憲法9条

立命館大学教授 君島東彦 9

9条世界会議・関西 2013 アジアの中の9条

□沖縄と9条—私たちの責任

カナダ ビースフィロソフィセンター代表 乗松 聡子 14

□アジアにおける日本の平和憲法第9条の役割

韓国 弁護士 チャン・キョンオック 19

□

ベトナム法律家協会副会長／国際民主法律家協会会員

レ・ミンタム 24

□

中国 大阪経済法科大学法学部教授 伍 躍 26

■NUPL報告

□国際連帯活動が一步進んだ! フィリピンNUPL(人民のための法律家全国連合)第3回総会報告

日本国際法律家協会理事 笹本 潤 39

□フィリピン NUPL

2011年~2013年の活動

弁護士 長谷川 弥生 42

□国連平和への権利 2013年11~12月の動き

平和への権利日本実行委員会 事務局長 笹本 潤 44

□IADL近況

国際民主法律家協会 事務局長 新倉 修 49

□追悼 榎本正行弁護士を偲ぶ

青山学院大学教授 新倉 修 51

JALISA活動日誌

54

編集後記

54

■第36回定期総会

□第36回定期総会の報告

日本国際法律家協会事務局長 宮坂 浩 30

□記念講演 フィリピンの労働輸出と移民問題

ミгранテ・インターナショナル ブッチ・ボンゴス 35

INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

E-mail jalisa@jalisa.info

20-4-906, Araki-town Shinjuku, Tokyo, 160-0007

Japan Lawyers International Solidarity Association

CONTENTS

No.179 Feb 1, 2014

■Global Article 9 Conference in Kansai 2013, Plenary Meeting

- Opening Speech : Jeanne Mirer (President of the International Association of Democratic Lawyers, IADL) 1
- For the Article 9 Conference, October 2013 : Ann Wright (Former US Army Colonel, Retired US Department of State Official, and Peace Activist) 5
- Article 9 of Japanese Constitution sharing with peoples in the world : Akihiko Kimijima (Professor of Ritsumeikan University) 9

Global Article 9 Conference in Kansai 2013, Article 9 in Asian Context

- Our Responsibility – Okinawa and Article9 : Satoko Norimatsu (Representative of Peace Philosophy Center, Canada) 14
- A Role to Be Played in Asian Region by Article 9, Pacifist Principle of the Constitution : Kyeong-Ook JANG (Lawyer, Republic of Korea) 19
- : Message : Le Minh Tam (Vice President of Vietnam Lawyers Association / Bureau Member of IADL) 24
- : Message : WU Yuc (Professor of Osaka University of Economics and Law / Faculty of Law) 26

■36th Annual Assembly of JALISA

- The Report of 36th Annual Assembly : Hiroshi Miyasaka (Secretary General of JALISA) 30
- Guest Speech: Labor Export and Migration Issues in the Philippines : Luisito M. Pongos (Migrante International) 35
- Report on NUPL (National Union of Peoples' Lawyers)
- A Step Forward in International Solidarity Activity – Report on the 3rd General Meeting of NUPL : Jun Sasamoto (Board Member of JALISA) 39
- Activities of NUPL from 2011 to 2013 : Yayoi Hasegawa (Lawyer) 42

■Right to Peace

- Activities from November to December in 2013 : Jun Sasamoto (Japan Committee of right to peace) 44
- News from IADL : Osamu Niikura (Professor, Aoyama Gakuin University / Secretary General of IADL) 49
- In Memory of Lawyer, late Masayuki Enomoto : Osamu Niikura (Professor, Aoyama Gakuin University) 51
- Activity Report 54
- Editorial Note 54

9条世界会議・関西2013 国際会議・全体会

9条世界会議開会のための演説

国際民主法律家協会 会長 ジーン・マイラー

今日、ここに集まった世界の平和を愛好する人びとに対して、私は、国際民主法律家協会 (IADL) を代表してご挨拶申し上げます。IADL は、2008 年の第 1 回 9 条世界会議に皆さまと一緒にいたしました。これと同じく本日、日本の憲法 9 条の全体を保持するこの重要な闘いに参加することになりました。実を言えば、私どもの前会長で、現在は名誉会長であるジendra・シャーマが、2005 年にソウルで開かれたアジア太平洋法律家会議 (COLAP-4) において、9 条に対する攻撃が高まっている状態を経験していた日本の友人に対して、世界会議を開くべきだと示唆したわけです。日本の友人たちは、このアイデアに賛成し、行動に移し、あのように立派な会議を開いたのでした。東京近郊の幕張で開かれた会議は、3 万人以上の人びとが日本各地および世界から参加し、9 条は護られるべきだと要求しました。その当時、大阪でも数千人の人びとが大会をもち、これにはシャーマ氏が参加し、発言をしました。

2008 年に、IADL 執行部の大多数のメンバーがこの会議に参加しました。本日、IADL の指導部はやはりここに来ております。日本国際法律家協会の新倉修氏は、IADL の事務局長ですが、多くの JALISA のメンバーとともにここに来ており、9 条に込められた平和の精神を私たちみんなにとって変わらず生き生きとしたものとし、この会議を成功に導くために、尊敬すべき主催者全員とともに、たいへん大きな努力を払ってきました。とりわけ大阪の梅田章二氏と笹本潤氏の貢献に言及したいと思います。彼らは、9 条を支えるために何年も活動してきました。JALISA はまた、国連人権理事会において、平和への権利の発展に賛同し、倦むことなく活動してきました。笹本氏は JALISA や IADL の他のメンバーやさらには他の団体とともに、平和への人権宣言案を作るために尽力し、私たちが誇ることができる文書を作るのに貢献しました。また、ロラン・ヴェイユ氏は IADL 第一副会長ですが、パリから参加しました。彼は、パリ弁護士会の最長老弁護士で、75 年以上も弁護士として活動してきました。1946 年の IADL 創立総会にも参加されました。ヴェイユ氏もそうですが、彼の伴侶であった故モニック・



ビカール=ヴェイユ氏は、生涯を通じて平和と人権のための有力な闘士でした。ロランは、9 条の擁護者として長い経歴を持ち、日本における外国軍事基地のみならず、あらゆる外国軍事基地は違法だと主張してきました。また、ロベルト・サモラ氏は、全米法律家協会に属していますが、コスタリカから来ました。サモラ氏は、法科大学院の学生だった頃、身につけたスキルを活用してコスタリカの憲法裁判所で、イラクを侵略する有志連合にコスタリカが参加することはコスタリカ憲法に違反し紛争の平和的な解決を行うという誓約に反するものと主張し、勝訴しました。平和への人権というものを認めたくて、コスタリカ憲法裁判所は、コスタリカがイラクへの違法な侵略に参加することは許されないと判示しました。

今日ここには、ミコル・サヴィアとエヴリン・デュルマイヤが来ています。ミコルは、イタリアから来ました。ジュネーブの国連人権理事会で IADL を代表しています。エヴリンは、ウィーンの国連機関で IADL を代表しています。ミコルは、今、JALISA の友人たちとともに、平和への人権に関する政府間作業部会での議論に加わっています。この会議での発言予定もあります。またここに、ベトナム法律家協会からレ・ミンタム教授が来ています。彼は、ここ数年、IADL とともに、平和の問題について仕事をしていますが、南シナ海における紛争の平和的な解決を推進する仕事をしています。

私どもは皆、皆さんと連帯するためだけにここにいるのではなく、この運動と一体となって参加しているのです。IADL の規約によれば、IADL の会員は、国連憲章に定める目的を達成するために協働することが必要とされています。憲章は、あらゆる国が自らの紛争を平和的な方法で解決することを要請しており、自らの国際関係において武力の行使または武力による威嚇を禁止しております。この原則は、9 条の目標と合致しますが、9 条はさらに進んで、紛争の平和的な解決への誓約と軍事力の攻撃目的での使用の禁止を受け入れるだけでなく、国の交戦権を認めないとしていて、このため、国連憲章では限られた範囲ですが認められている「集団的自衛権」のいかなる行動についても、日本が関与したり巻き込まれたりすることが防止されています。

私たちは、日本の平和憲法が第二次世界大戦後に連合国によって押し付けられたのだということを知っていますが、外部の権力によって命令されたものとして平和憲法に反対するよりもむしろ、日本国民は、9 条をあたたく受け入れてきました。平和憲法を受け入れているからこそ、日本国民は、朝鮮、ベトナム、アフガニスタン、イラク、あるいはリビアで戦闘することはなかったのです。日本国民は、シリアでも戦闘に加わっていません。要するに、日本国民は、9 条のおかげで、広島と長崎をみまった核兵器によるホロコーストの惨劇を経験した唯一の国民となった後は、戦争の惨害を避けてきたのでした。

しかし、私たち皆が知っていることですが、国連憲章が生まれて以来、世界の国々、とりわけアメリカが問題ですが、軍備の制限と管理を要請する憲章 26 条を遵守する義務があるにもかかわらず、アメリカでは軍事産業複合体はますます巨大化しつつあり、今日、世界第一位となっています。アメリカは、世界中に存在する数百の軍事基地を通じて、自らの経済的利害と巨大多国籍企業の利害を保護することが可能にしています。アメリカにおけるこの軍事産業複合体は、軍拡競争を促進してきており、国際紛争あるいは国内紛争の当事者は、平和的な手段を尽くす前に、軍事力による解決の選択肢に頼る傾向を増大させています、

本年、2013 年は、ここでの話題に関係するものとして言えば、アメリカで 2 つの重要な出来事の 50 周年にあたります。第一に、反戦運動の国歌ともいべきボップ・ディランの歌「戦争の親玉」の 50 周年です。これは、軍事産業複合体を歌ったものです。第二に、マーティン・ルーサー・キング牧師が率いたワシントン大行進とアメリカの公民権運動ですが、ここでキング牧師の有名な「私には夢がある」という演説が思い出されます。ボップ・ディランの「戦争の親玉」の中で、彼は一番で、次のような詩を書いています。

やい戦争の親玉よ

あんたはでっかい銃をつくり

あんたは殺しの飛行機をつくり

あんたは爆弾をぎょうさんつくり

あんたは壁のウラに隠れ

あんたは机のウラに隠れ

おれがあんたに知ってもらいたいことはね

おれはあんたのマスクを通して正体を知っているということさ

私たちは皆、軍事産業複合体のマスクを通して、その正体を見ることができます。もしアメリカやその他の列強が実際に憲章 26 条を受け入れて軍備を管理してきたなら、アメリカやその他の国にも、軍事産業複合体は存在しなかっただろうということを、私たちは知っています。

国連憲章を批准して以来、アメリカは、朝鮮に軍隊を送り、ベトナム戦争を闘い、違法な NATO 軍に加担して旧ユーゴスラビアを爆撃し、アフガニスタンとイラク、リビアにおいて侵略戦争を実行し、シリアのいわゆる反乱軍に武器を与えるだけでなく、それ以上に、今やシリアに軍事的介入することを望んでいます。これはすべて国連憲章違反にあたり、過去においてもまた現在においても、違法な侵略戦争です。国連憲章は条約であり、そもそも条約というものは

アメリカにおいて国法であって、世界中の国において憲章は国法であるにもかかわらず、これらの戦争行為は、国連憲章を掘り崩すものです。

2013 年におけるもうひとつの 50 年目の記念日は、有名な 8 月 25 日のワシントン公民権行進です。そこで、マーティン・ルーサー・キング牧師は、アメリカは、そのアフリカ系アメリカ人住民に対して、完全な平等という誓約に敬意を払うべき時が来たと言いました。彼の演説の終わりにあたり、未来を指向した箇所において、人種のいかに問わず、あらゆる人びとにとって平和で調和のとれた未来をめざす夢を描いています。公民権運動が作りあげた道徳的な力や説得力は、人種差別主義も人種的な偏見もない未来を見すえたものですが、マーティン・ルーサー・キング牧師のメッセージの中で重要な部分を占めています。

今日、友人の皆さん、私たちは、マーティン・ルーサー・キング牧師の叫びを受け入れなければなりません。その将来において、日本国民は、世界を鼓舞して、9 条の誓約を高く掲げて平和を受け入れるよう励ますでしょう。私たちは皆、夢を持っていますが、それを現実のものにするために、私たちは、手を携えて協働しなければなりません。そうすることで、私たちは「平和の親玉」になるでしょう。

(翻訳文責=新倉修)

2013年10月 9条世界会議

メアリ・アン・ライト

再び日本に来て9条世界会議で発言することは、うれしいけれど、悲しいです。光栄にも2008年の会議で話すように頼まれました。それから5年して、大統領府は代わったのですが、相変わらず合衆国のわが政府の強い督励を受けて、日本の政府高官による攻撃は、日本の憲法9条を保持しようとする努力に向けられています。だから日本を再訪することは、私には悲しいことです。

第二次世界大戦が終結して、日本の憲法は、敗戦国・日本のためにアメリカによって書かれたわけですが、紛争の解決方法として戦争することを放棄しました。第9条は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定しています。

私が2008年に日本に来たとき、アメリカはブッシュ大統領の時代でしたが、イラクに対するブッシュの戦争への後方支援、つまり日本の自衛隊が空と海の兵站の提供を可能にするよう日本政府に要求することで、ブッシュ大統領は、日本の憲法9条の精神と意義を掘り崩している最中でした。リチャード・アーミティジ国務次官補は、2004年に、「9条は日米同盟に対する障害となっている」と苦情を述べていますが、その同盟というのは、ブッシュ政権がイラク戦争の財政的および軍事作戦上の負担を分散するために使用したいと願っていたものでした。

多くの日本の市民の反対を押し切って、日本政府は、アメリカの軍艦に燃料を再補給するため給油艦を提供し、バグダッドに補給物資を空輸するための輸送機を提供しました。名古屋高裁の2008年判決は、イラクへの航空自衛隊の任務が、憲法9条に違反し、違憲であるとししました。

それから5年経ち、米国の大統領はバラク・オバマとなりましたが、日本に対し9条と戦争放棄を「修正」せよと要求する点に変わりはありません。

先週、アメリカの政府高官は、彼らのアジア及び太平洋に対する「機軸」(pivot)を継続的に実行するためにアジア太平洋地域に行きました。オバマ大統領はアジア太平洋経済フォーラムのためにインドネシアに行き、東南アジア諸国連合のためにブルネイに行きました。国防長官ヘーゲルは日本と韓国に行き、ケリー国務長官はフィリピンとマレーシアに行きました。

本当に皮肉なことに、アメリカは、かつては日本の憲法に自衛の条項を書く手助けをしたのに、今や本格的に攻撃的な軍事国家に向かうように、自衛隊の軍備を整えている日本政府の最も強力なサポーターになっています。

日本国民の信用にかけても、皆さんが9条を保持し、アメリカの言いなりになってアメリカの戦争にいつそう加担せよとの要求を拒否する国であり続けるよう、声を大にして主張することが大事です。

自衛から完璧な軍国主義への道は、急な坂道で、滑りやすく、ころがり出したら止まらない坂道のようなものです。悲劇的なことに、日本はその坂道を滑り落ちています。日本がイラクでアメリカのために軍事的な空輸の後方支援をしたことは、アメリカなど外国と軍事的なつながりをいつそう深めて、日本政府が協力する国であることを示す先例となっています。

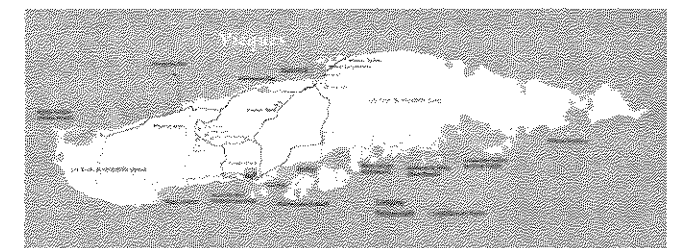
オバマ大統領がアジアに向けてアメリカの「機軸」をつくるという政策をとり、アメリカ政府は、国際的な軍事演習と軍事行動のために、日本政府に対して、もっと多く負担するようにしむけ、特定の装備や人員を提供させるようとして、ずっしりと重い手を置いて、日本政府に圧力をかけています。

アメリカの新世代の兵器が日本に配備されています。オスプレイという航空機もそれにあたります。2012年夏に、太平洋上ではこれまで最大の「軍事演習」が行われ、空母ニミッツをはじめ42隻の艦船が参加し、22カ国から200機の航空機と2万5000人の兵員が参加しました。この演習には、アメリカ、カナダ、日本、オーストラリア、韓国およびチリから地上戦闘員が参加しました。

皆さんがよく知っているように、2012年に、アメリカと日本は、問題となっている沖縄に配備されている海兵隊を半減し、しかも太平洋地域をまたいで、およそ9000人の海兵隊を再配備することに合意しました。これには、グアムに約5000人の海兵隊を増強し、数千人の海兵隊をハワイに移動させ、オーストラリアを経由して順次部隊配置を入れ替えることが含まれています。4700人から5000人の間で、海兵隊が沖縄からグアムに移されるでしょう。移転費用の総額には、まだ使途が明記されていない費用も含まれており、これは、アメリカと日本の軍隊が共同で使用することも可能な新しい訓練基地を北マリアナ諸島に複数箇所建設することもあり得るという想定に基づくものです。

自然保護の団体はすでに、米国の領域内にあるマリアナ諸島のパガン島が空爆の標的として使われるかも知れないとして、抗議

活動をしています。これまで20年の間に、活動家たちは国防総省に圧力をかけて、ハワイのカホオラウェ島やプエルトリコのビエクス島でアメリカの爆撃訓練場を閉鎖させています。



プエルトリコのビエクス

ここ日本では、沖縄の普天間基地を、島のさらに北部にある海兵隊基地であるキャンプ・シュワブに移転させるという計画があり、これによって騒音や環境への有害な影響が生じると住民たちはおそれ、激しく反対しています。私たちは、軍事力によってこのような純朴な領域を破壊することに対して抗議するよう、国際的な活動家の皆さんに呼びかけています。

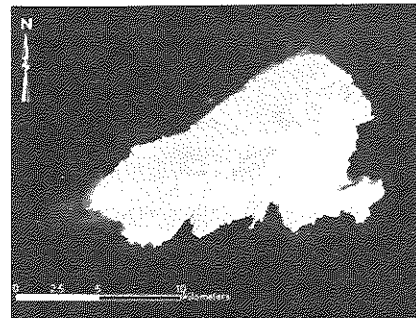
オーストラリアのロバートソン兵舎は、アメリカ太平洋軍海兵隊陸空特別任務部隊が将来において交替配備される基地になるという報道があります。ダーウィンにある軍事施設は、アメリカ海兵隊特別任務部隊の基地となり、オーストラリア北部にある飛行場や訓練場は、アメリカの長距離爆撃機に利用され、パースの港湾には、アメリカの軍艦や核装備潜水艦が寄港することになります。オーストラリア軍は、あらゆるレベルで、この地域におけるアメリカの軍事行動に直接従属し、これを補完するものとして機能するよう作り替えられます。

今年になって2回も、B-52爆撃機がダーウィンに展開配備され、アメリカの無人機（ドローン）の基地がココス諸島に建設されています。200人以上のアメリカ海兵隊は、先月、ダーウィンで2度目の転回配備がされましたが、これを年間約2500人にまで増員する計画があります。

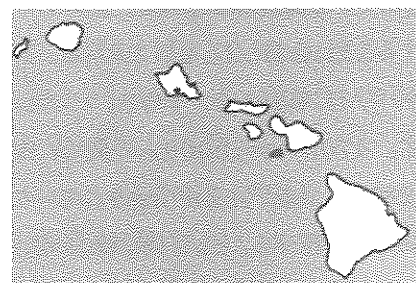
共同防衛施設パイン・ギャップは、1970年に中央オーストラリアのアリス・スプリングスの町の近くに設立されました。パイン・ギャップは、アメリカの諜報機関と軍が運用する3つの主要な衛星追跡局の1つです。

毎日、アメリカ国家安全保障局（NSA）と中央情報局（CIA）の諜報要員、アメリカの空軍、陸軍、海軍と海兵隊の諜報部門ならびにオーストラリアの諜報機関の要員は、アメリカのスパイ衛星が中東、中央アジア、インド洋、中国、東南アジアと太平洋上を通過する際に、スパイ衛星がパイン・ギャップに送信する膨大なデータの処理を行っています。

2012年5月、ニュージーランドでは、アメリカ海兵隊は、27年間で初めて、ニュージーランドを含めて、大規模な戦闘演習を実施しました。ニュージーランド政府が領海内へのアメリカ海軍原子力艦船の立入を禁止する反核法を可決した後、1986年にアメリカがニュージーランド



ハワイのカホオラウェ



に対するANZUS（オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ）条約上の義務を中断して以降、初めての戦闘訓練の実施となりました。

アメリカは、沖縄に軍用航空基地を建設することで純朴な海洋環境に対する脅威を与えているだけでなく、イージス艦の母港とするために巨大で不必要な海軍基地を韓国の済州（ジェジュ）島に建設することで、すでにアメリカのミサイル防衛システムとミサイル装備イージス艦は、韓国で最も純朴な海洋環境の1つを破壊しています。

私は2010年に済州島を訪問し、先週また訪ねていきました。このような美しいエリアに、不必要な海軍基地が建設されているのを見ると、心が引き裂かれます。済州島の活動家たちは、基地建設に反対するために非暴力的な戦術をとっていますが、韓国政府は、活動家の多くを逮捕や投獄するために韓国本土から警察や軍隊を送り込んできています。

フィリピンでは、アメリカは、軍事基地にいつでもアクセスするために、交渉している最中です。オバマ大統領は訪問を延期しましたが、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定という破壊的な提案にフィリピンが署名する地ならしを予定していたものでした。この協定は、アジア太平洋地域の11カ国にわたる自由貿易圏を設立し、多国籍企業に、これらの国における国内産業を蝕む、前例のない権限を与えることになるものです。

TPPに関する協議はまた、APEC会議の中心的議題です。19カ国の太平洋地域の諸国のほかに香港や台湾の代表が一堂に会するというものです。

アメリカはもうすぐ日本に新しい大使を送ります。元大統領ジョン・F・ケネディの娘キャロライン・ケネディは、アメリカ帝国主義の新しい顔になります。ケネディ大使は、イラクに対する米国の戦争に反対であると発言したことがあります。願わくは、彼女が、憲法の「戦争ノー」とするユニークで重要な9条を日本の人びとが保持したいと願っていることを認めてほしいものです。そうすることは政治的な勇気のある行動であり、信じがたいことですが、もしそうするとすれば、それは、彼女の父であるケネディ大統領の著書『勇気ある人びと』に値するものと言えます。

私は、新しい大使がオバマ大統領に進路を変更するように働きかけることを期待していますが、アジアや太平洋におけるアメリカの「機軸」のせいで、この地域でアメリカが過去150年にわたってやってきたちょっかいは続くのではないかという疑いを捨てられません。

しかし、私の知る限り、日本の皆さんは、皆さんの憲法に対するちょっかいに反対する闘いを続け、皆さんの憲法第9条を保持するでしょう。

（翻訳文責＝新倉修）

世界の民衆とともにある日本国憲法9条

立命館大学教授 君島東彦

2008年の会議に続く2013年の「9条世界会議」は、9条にとって必然的な展開であると思います。なぜならば、日本国憲法9条とは国際関係そのものだからです。私たちは世界から9条を見ることによって初めて9条の意味をとらえることができます。また、今年の9条世界会議が関西で開催されることも重要です。なぜならば、ソ連を警戒して北海道を重視した冷戦期の日米同盟の軍事的配置とは異なり、現在、北朝鮮と中国を警戒して、日米同盟の軍事的配置は西日本を重視するものに変化しており、西日本の軍事化が懸念されるからです。10月13日現在、陸上自衛隊と米国の海兵隊は、琵琶湖の西、滋賀県高島市の饗庭野演習場で日米共同訓練を行なっています。10月16日の訓練にはオスプレイが参加します。また、米軍および防衛省は、京都府京丹後市の経ヶ岬に、弾道ミサイル防衛システムの一環となるレーダー基地を設置すべく、現在、急ピッチで準備を進めています。冷戦時代、北海道が日米同盟と対決し、平和的生存権を獲得しましたが、これからは沖縄とともに、西日本が日米同盟と対決する最前線になるかもしれません。

1 アジアの民衆、日本の民衆と憲法9条

日本国憲法9条は、アジア太平洋戦争という侵略的な武力行使を行なった日本の武力を全面的に否定するものです。日本国憲法9条は日本の安全保障の規定ではありません。日本軍国主義の被害者であったアジアの民衆の安全保障の規定です。ある意味ではアジアの民衆がマッカーサーに憲法9条をつくらせたのだといえるかもしれません。アジアとの関係で憲法9条をとらえるのはいまでは共通の理解になっていますが、このような認識が広まったのは1980年代以降だと思います。それこそピースボートが活動を開始したころです。残念ながらそのような認識は憲法制定当時にはまれでした。文部省の『あたらしい憲法のはなし』を読んでも、アジアへの加害のことは出てきません。もっとも早い時期に、もっとも的確に憲法9条をとらえたのは、社会学者の日高六郎です。彼は、1946年3月6日に幣原内閣が発表した「憲法改正草案要綱」を読んだときのことを、次のように回想しています。

「…私は、アジア全域の戦禍と虐殺を経験した民衆が、どのように日本国憲法を読み、第九条を理解するであろうかを考えた。彼らにとっては、第九条は、日本が再度、残虐な武力行使、独善的な政治行動、人権侵害の差別行為をしないことの国際的な保障でなければならなかつ

たはずである。…第九条に懲罰的意味がふくめられていることは、彼らにとっては当然のことであつた。…私たちにあって不可欠なものは、十五年戦争を思い出し、記憶にきざみつけること。歴史として残すこと。反省の感情と人間としての倫理感を結びつけること。そのことができないで、『第九条』の世界的先駆性を語るのは、恥ずかしい…」

日高六郎『私の憲法体験』（筑摩書房、2010年）103-105頁。

日本の民衆の役割は、1950年代以降、米国政府および日本の保守政治家による憲法9条改正の試みを拒否して、憲法9条を維持し続けたところ、憲法9条を武力によらずに平和をめざす規範として鍛えたところにあります。日本の民衆次第では、9条は早い時期に改正されていた可能性があると思います。

しかし同時に、日本の民衆は、みずから主体的に、アジアへの加害責任をきちんと認識して、その責任を果たすことをしてきたかどうかが問われるでしょう。憲法9条はアジアへの加害責任の免罪符ではないということを強調したいと思います。

2 日本国憲法9条とは何か

それでは、日本の民衆が鍛えてきた憲法9条の魂は何でしょうか。端的に言えば、それは戦争という制度の廃絶だろうと思います。これは、1999年のハーグ世界市民平和会議において、ツツ大司教が述べたことでもあります。あとで詳しく述べますが、私たちは長期的な目標設定と、中期的・短期的な政策の両方を持つ必要があります。長期的な目標として戦争制度の廃絶を展望しつつ、中期的・短期的な9条政策として、3つの方向性が出てくると思います。第一に、戦争防止・平和創造における法——憲法、国際法、平和への権利——の役割の強調。立憲主義の強化といってもいいでしょう。第二に、一国主義・自国中心主義の克服、多国間主義・国際機構の役割の重視。第三に、戦争防止・平和創造における民衆、市民の中心的役割——コスモポリタニズム、世界市民主義——の確認、これら3点です。これら3つの方向性は、実はいまから200年以上前にドイツの哲学者、イマヌエル・カントが『永遠平和のために』で強調したことにほかなりません。日本国憲法9条の起草者はカントであるともいえます。

3 世界の民衆がそれぞれの憲法平和条項を強化・活用する

日本国憲法9条は世界各國の憲法が持っている平和条項の1つです。イギリス革命、アメリカ、フランス革命を通じて、近代憲法が生まれたときから、戦争と軍隊のコントロールは憲法の重要な関心事であり、憲法には戦争と軍隊をコントロールする規定が必ず含まれています。これらは

憲法の平和条項といえます。フランス1791年憲法は「フランス国民は征服戦争を放棄する」と規定しています。また、1920年代のアメリカの平和運動、戦争非合法化運動（outlawry of war movement）の成果といえる1928年の戦争放棄に関する条約、いわゆるケロッグ・ブリアン条約も、戦争を規制する重要な国際法です。これらの影響もあって、世界の諸憲法はさまざまなかたちの平和条項を持っています。常備軍を禁止しているコスタリカ憲法12条は日本でもよく知られていますし、侵略戦争を否認する韓国憲法5条、フィリピン憲法2条2項等、憲法平和条項は多彩です。そして、これらの憲法条項に依拠し、それを活かそうとする平和運動が各国にあります。

さらに興味深く重要なのは、アメリカの平和運動です。さきほど日本国憲法9条の起草者はカントだといいましたが、9条の起草者は1920年代アメリカの平和運動だともいえます。1920年代アメリカの戦争非合法化運動（outlawry of war movement）が、1928年の戦争放棄条約成立の原動力であり、さらにまた、この戦争非合法化の思想がマッカーサーおよびGHQを経由して、日本国憲法9条に流れ込んでいるということは、1963年に哲学者の久野収が指摘して以来、憲法研究者の共通認識となっています。そしていま、アメリカの平和運動において、戦争放棄条約＝ケロッグ・ブリアン条約を復権させようとするDavid Swansonの主張があり、さらには、アメリカ合衆国憲法に戦争放棄の修正条項を追加する運動をおこそうとするErin Niemelaの提案があります。世界の民衆がそれぞれの憲法平和条項を強化・活用しようとする動きがあることに注目したいと思います。日本の憲法9条擁護の運動は、これらの運動とつながることができると思います。

4 アジア太平洋における軍事的配置と平和運動

日本国憲法9条は、一貫してバックス・アメリカナ——米国を覇権国とする世界秩序——の中におかれてきました。バックス・アメリカナのひとつの要である日米同盟にとって、日本国憲法9条は最大の障害となっています。それにゆえに、日米同盟の側は、さまざまな方法で9条を乗り越えようと努力してきました。その最新のものが、去る10月3日に発表された日米安全保障協議委員会（US-Japan Security Consultative Committee）の共同発表（Joint Statement）「より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて」であるといえます。この共同発表から読み取れるのは、アジア太平洋における米国の覇権を維持するために、この覇権に挑戦している中国を警戒して、日米が中国を牽制する軍事的配置をとるということです。いまのアジア太平洋の軍事は、単に日米同盟、韓米同盟というよりも、米国を中心に同盟国同士がつながることが期待されています。同盟国のネットワーク化がめざされています。相互運用性（in-

teroperability）がひとつのキーワードです。端的に言えば、これは自衛隊と米軍の一体化です。さらには韓国軍、オーストラリア軍との連携も視野に入っています。ここで、日本の集団的自衛権行使の必要性はきわめて高くなります。10月3日の共同発表は、日本の集団的自衛権行使解禁の動きを歓迎すると述べています。

近年、急速に海軍力、空軍力、ミサイル攻撃能力を高めている中国をにらんで、西太平洋において、米国および同盟国の日本、韓国、オーストラリア、フィリピン等の動きが活発になっていると思います。西日本における動きについては冒頭で触れましたが、同時に、韓国の済州島では韓国海軍の基地の建設が進められており、この基地にはミサイル防衛システムの一環であるイージス艦の寄港が予想されています。グアムにおける米軍基地強化も進行しています。それに対して、これらの軍事化に抵抗する平和運動も各地で活発になっています。済州島の海軍基地建設に抵抗する運動、沖縄の抵抗運動、京丹後市・経ヶ岬への米軍レーダー基地建設反対運動、グアムでの抵抗運動等、米軍基地への抵抗運動はグローバルに存在しています。沖縄に駐留する海兵隊はグアムへ移転すればよいという話ではありません。グアムには米軍基地に反対する先住民族の運動があり、私たちからみれば、米軍基地は縮小閉鎖しかありえないのです。また、沖縄の負担軽減になるから、日米共同訓練を日本本土が受け入れるという議論も賛成できません。私たちがめざしているのは、世界のどこの地域であれ、軍事活動を縮小させるということです。

アメリカ国内においても、米軍の活動への反対運動は強力に存在しています。いま緊急の課題としては、米軍の無人機（drone）による攻撃をやめさせることであり、アメリカの平和運動においては無人機禁止条約案が提案され、議論されています。さらにいま注目されるのは、アメリカのふたりのすぐれた平和運動家、David HartsoughとDavid Swansonが提案している「戦争を廃絶するためのグローバルな運動」を立ち上げるという野心的なアイデアです。彼らは湾岸戦争反対、コソボ戦争反対、イラク戦争反対等々の次々と起こる戦争に応答するタイプの運動ではなくて、すべての戦争を終わらせる運動、戦争を廃絶する運動をいまこそ立ち上げるべきだといいます。彼らによれば、いまの世界にはきわめて強い反戦感情があり、私たちはいまこの好機をつかんで、戦争廃絶のメリットと実現可能性——非暴力的平和構築の可能性・実践例や軍事経済を平和経済に転換することのメリット等——を知らせて、戦争廃絶の世論をつくっていくべきだということです。彼らが主張していることはまさに日本国憲法9条の理念ではないでしょうか。また、彼らがいうように、平和運動がグローバルにつながるものが重要であると思います。そして、グローバルな平和運動の中で、戦争の廃絶を究極的目標として含んでいる日本国憲法9条は重要な役割を果たしうるでしょう。

9条世界会議・関西2013 アジアの中の9条

沖縄と九条—私たちの責任

カナダ：ピース・フィロソフィー・センター代表 乗松聡子

はじめに

・ 自分について

自分は日本出身、高校時代2年を含めて通算約20年カナダ西海岸に住んでいる。2004年に始まった「バンクーバー九条の会」を作る動きに加わったことから、戦争の記憶と平和、社会正義や人権といった分野で、英語と日本語を使って教育活動や執筆をするようになった。2006年末からは Peace Philosophy Centre (peacephilosophy.com) を立ち上げ、広島長崎の記憶や福島原発の核事故を中心とした核問題、アジアの戦争記憶、歴史認識問題、米軍基地問題、公正な世の中を作るための「市民力」を育む活動をしてきている。日本の「九条の会」呼びかけ人だった故・加藤周一は、「外国語を学ぶのは政府の嘘を見破るためだ」と言っていた。日本に届かない情報を日本語で届け、日本に留まりがちな情報を英語で世界に届ける努力をしてきている。今カナダではバンクーバーだけではなくトロントやモントリオールにも九条を守ろうというグループができており、広大な国だが東西がつながっている。

・ アジア各地域の人々と共に九条と戦争をかたる

「アジアと九条」を語る場で忘れてはならないのは無論戦争の記憶である。日本がアジア太平洋全域を侵略しアジア同胞を殺し苦しめた歴史がなければ日本国憲法、九条はなかったであろう。日本は戦後今にいたるまで、アジアの一員として本当に復帰はしていないように見える。その典型が日本人の内向きな戦争記憶だ。広島長崎や空襲被害、戦時の窮乏など、どれも重要だがそこまでに留まっている。日本人が「300万人が死んだあの戦争」と語るとき、認識欠如を深く感じる。日本人の死者の数しか勘定に入れていないからだ。領土問題を語るときも、多くの日本人はその背後に横たわる侵略と植民地化の歴史と記憶をほとんど知らない。そのために日韓、日中との間に修正困難な認識のギャップがある。フィリピンをはじめ東南アジアへの侵略については中国や朝鮮半島に対する危害以上に知らない。

日本の歴史観は課題が多いが、戦争の教訓と反省と共に採用した日本国憲法は誇るべきものであると思う。私は、日本国憲法は、国籍を問わず、軍民を問わず、帝国日本に殺された

5 「しない」平和主義と「する」平和主義

日本国憲法9条の要請は、戦争をしないということ、言い換えれば、「しない」平和主義 (pacifism of inaction) です。しかし、それは日本国憲法の平和主義の半分です。あと半分は、「する」平和主義 (pacifism of action) です。戦争をしないと同時に、武力によらずに積極的に平和をつくる行動がなければ、平和は実現しません。安倍首相は国連での演説で「積極的平和主義の旗を掲げて、国連の活動に参加していく」と述べましたが、日本国憲法の前文と9条をきちんとセットで読むならば、これは少し違うでしょう。平和をつくるための行動は必要です。しかし、それは自衛隊の武力行使ではないでしょう。いまの世界を見るならば、軍隊によらない、非軍事の多彩な平和活動が行なわれていることがわかります。さまざまな NGO による平和のための活動があります。ほんの一例を挙げるならば、わたし自身がかかわっている非暴力平和隊 (Nonviolent Peaceforce) の活動があります。これは非武装の PKO というべき活動で、非武装の市民のチームが紛争地に入って行って、その地域の暴力を抑止する活動です。いま非暴力平和隊は南スーダン、フィリピン、ミャンマー等で活動しています。これらはまさに「する」平和主義です。日本国憲法は、「しない」平和主義と「する」平和主義の両方を要請していると思います。

6 私たちの位置——「200年の現在」

先ほど述べたように、憲法9条を見るときの1つのポイントは、長期的な目標設定と中期的・短期的な政策の両方を持つことだと思います。ここで、平和研究の母というべきアメリカの故エリーズ・ボールディング (Elise Boulding) の「200年の現在」(200-year present) というとらえ方が参考になります。きょう現在、100歳の人には世界中にたくさんいます。またきょう生まれた赤ちゃんの多くが100歳まで生きるでしょう。そう考えると、現在とは100年前と100年後が同居している、200年のスパンをもって現在が存在していることになります。ボールディングのいう「200年の現在」とはそのような意味です。このような時間的スパンの中で、平和についても、憲法9条についても考えるべきでしょう。

憲法9条の理念と同じ目標、方向性を共有する平和運動が世界のいたるところに存在し、各国の憲法平和条項を強化・活用しようとする動きがあるなかで、日本の私たちはそれらの動きと連携して、日本において憲法9条の規範性を維持し続けることが求められていると思います。憲法9条は世界の民衆とともにある、というのが私の確信です。

全ての人々の無念や怒り、そして希望を背負っているものだと思っている。殺された何千万人も
の声なき声を背負って日々の活動をしているつもりだ。その中には今日ここにいるアジアの仲間の
家族や親戚、その隣人たちが含まれているはずだ。それだけに今日の集まりの重みを感じ、皆
さんとの出会いを有難く思う。戦争体験者が死にゆく中、体験が風化すると危ぶむ声があるが、
だからこそ戦争の反省の上に作られた平和憲法を守ることが大事なのである。

九条と沖縄

・ 日本からの侵攻、併合、「捨石」とされた沖縄戦と米軍占領

沖縄は独立した琉球王国であったが、1609年に薩摩の侵攻を受け、1879年には武力で日
本に併合され王国が滅ぼされた。龍谷大学の松嶋泰勝は『琉球独立への道』（法律文化社、
2012年）において、この「琉球処分」として知られるものを「国際法においても違法な琉球併合」
と指摘した。「戦後、北朝鮮と韓国はそれぞれ独立したが、同じように廃位、廃国された琉球
は現在も日本の植民地のままである」（13頁）という記述を読んであらためて思った。この「ア
ジアと九条」という分科会の中で、沖縄と、ここに参加している韓国、台湾、中国、ベトナム
には共通項目がある。どこも日本の植民地化や侵略を経た国や地域だということだ。しかしこの
中で沖縄だけがまだ自由になっておらず、現在進行形で日本の迫害を受け続けている植民地な
のだ。

沖縄は強制併合後、同化教育、皇民化教育が徹底的に行われた。挙句の果てに太平洋
戦争時は日本の国体（天皇制）を守る盾、「捨石」として使われ、約50万の県民は徴兵・
軍協力・労働を強いられた。地上戦に巻き込まれて米軍から攻撃を受け、友軍であるはずの
日本軍からも守られることはなく虐待・虐殺され、15万にも及ぶ県民が殺された。日本人になら
された上に日本人扱いされず裏切られたのである。世代を超えて人々の心に深く残る沖縄戦の
トラウマは、日本人が想像するとすれば、植民支配された挙句、日本全土が陸戦となり2千万
人が殺されたと思えばどうか。

戦後、沖縄は日本から切り離され米軍直接統治下に置かれ、日本が新憲法によって得た民主主義、
平和主義や基本的人権とは無縁の27年間を送った。1952年にはサンフランシスコ平和条約で日本
は主権を回復したが、沖縄は形を変えて引き続きアメリカの支配下に置かれた。ファシスト日本から沖
縄を救ったかに見えた「民主主義国家」米国は沖縄という「戦果」を人権や民主主義とは無縁の
価値観で扱った。頻発する米軍の事故や犯罪が正当に裁かれることはなく、その間に新基地建設、
日本の米軍の沖縄移動が加速した。沖縄には日本国憲法もアメリカ合衆国憲法も適用されない「憲
法番外地」であった（井端正幸、井端他編『憲法と沖縄を問う』法律文化社、2010年第1章7頁）。

・ 沖縄は日本国憲法を求めて「復帰」、そして再び裏切られる

沖縄は日米が決めた沖縄の日本への「復帰」「返還」を経て日本の憲法が自分たちに適用
されることを求めたが、実際は米軍基地が集中させられた現状はほとんど変わらず今に至って
いる。日本は日本国憲法を頂点とした「憲法体系」と同時に日米安保条約を中心とした「安
保法体系」（日米地位協定など）が同時にあるが、実際は後者が前者を浸食し続けた（井端、
同頁）。沖縄の「復帰」は、米軍基地を「安保法体系」に編入したという意味に過ぎなかった（前
掲書新垣勉、第2章14頁）。現在の日本において、自分たちが求めてたたかって憲法を得た
のは沖縄だけだ。それなのに、日本の一部となったとき憲法と一緒にやってつてきた、いや憲
法の上段にくっついてきたのがこの「安保法体系」だった。

よく、「日本の米軍専用基地の74%が、面積が日本の0.6%しかない沖縄に集中させられて
いる」という数字が使われているが、それはどういう意味を持つのか。同じ面積を取ったら、そ
こにある米軍基地の面積は、沖縄では日本の472倍という計算になる。想像を絶する不平等だ。
基地のある陸地だけでなく、空や水域までもが演習用に占領されている。そして基地があれば
起こる事件、事故、犯罪や騒音、環境汚染はその地域全体で負わなければいけないリスクだ。

戦後も戦争ばかりやってきた米国の基地とされた沖縄は、戦争放棄や戦力不保持、交戦権
禁止からは無縁であり、「武力の威嚇」のもとで戦後を送ってきている。したがって九条が適用
されたことはいまだかつてないと言える。「復帰」40年たっても日本は沖縄への責任を果たして
いない。それなら、沖縄は独立して独自に自らの憲法に「九条」的な非戦非武装条項を設け、
松嶋泰勝氏が述べるように、琉球は国として日本から分かれ、『戦争の島』から『平和な島』
へと生まれ変わるというビジョンを具体的に掲げるのは理にかなったことだ。沖縄が求めた日本
国の憲法は、日本国から離れることによってしか実現できないのだとしたら誠に皮肉なことである。

日本と沖縄

・ 安保を容認しながら九条や反核を訴える矛盾と、沖縄への基地押し付け

沖縄のことを学ぶようになってから、日本の平和運動とか憲法9条を守る運動や反核運動は
非常に矛盾に満ちたものだと思うようになった。4月の核拡散防止条約2015年再検討会議準
備委員会で、南アフリカなど非核保有国が「いかなる状況下でも核兵器が使用されないことが
人類生存のためになる」という「核兵器の人道的影響に関する共同声明」を出したが、日本
政府は賛同しなかった。これに対して平和運動家たちが怒りを表明したが、そういう時こそ私
たちは自らを振り返らないといけないのではないのか。日本政府は米軍基地と核の傘の幻想のもと

に安全保障策をとっている。それに対して日本の人たちは7、8割が安保を認めているというデータがある。沖縄では1割以下だ。

安保を認めながら反核とか9条を守れとか、どうして言えるのか。日本は北朝鮮やイランの核保有を責める前に、核使用国、大量保有国である米国を責め、そしてその米国と同盟を組んでいる自分たちを責めないといけない。日米安保をやめよう、新しい日米関係を築こうという形で運動しないといけない。安保を温存しておいて、その中で平和とか反核とか言っても説得力がない。自戒を込めて言っている。どうして私たちは普段から、反核や平和運動に費やす同じぐらいの情熱で脱安保を叫ばないのか。それは、安保のつけ、つまり米軍基地被害の大半を沖縄に押しつけたままではいけないからではないか。

・ 偽善的植民者からの脱却を

1948年、冷戦に日本を利用するために米国の陸軍省は日本の憲法を変えて再軍備をする提案をした。米國務省の冷戦戦略のブレンであったジョージ・ケナンが同年、占領中の日本に来て、マッカーサーと会話をしたとき、マッカーサーは日本の再軍備には反対しながら沖縄の重要性を強調し、沖縄に十分な米軍、特に空軍があれば日本を守れるとした (Foreign Relations of the United States, 1948, Volume VI, PP.699-712)。このように米国にとって、「沖縄の米軍基地と日本の憲法九条は同じ政策の裏表」となった (ラミス『要石:沖縄と憲法九条』晶文社、2010年、188-9頁)。

こうやってそもそもセットとしてスタートした九条と沖縄米軍基地がサンフランシスコ条約における沖縄切り離しによって強化され、「復帰」による日米安保体制の沖縄への適用でさらに強化され、17世紀以来の日本人の沖縄への植民地主義を背景にますます強化されて今日にいたる。ということは、沖縄をそのままにしている限り、私たちは九条を守ろうとすればするほどその「セット」としての構造を肯定し強化していることになる。九条の美しい平和主義を唱えながら沖縄を抑圧、差別する偽善的植民者としての自分たちを強化してしまうのである。したがってこの偽善から脱却するには九条擁護だけではなく脱安保のために真剣に運動しなければならない。そして、脱安保が実現するまでは、日本が置くと合意した米軍基地は、沖縄ではなく日本に置くべきである。つまり日本への米軍基地移設をやっていくしかないのである。安保がなくなるまで沖縄に我慢させようとするかもしれないが、沖縄にしてみれば「復帰」後40年間起らなかったことがこれからすぐ起こるとしたら信じられるのか。沖縄をこのままにして平和と人権を奪い続ける九条運動はそれこそが日本国憲法違反だ。逆に、偽善と植民地主義から脱する行為により、平和と人権をうたう日本国憲法を実現できる。沖縄への責任を果たすことは、沖縄だけでなく日本

のためでもある。

(質疑応答時間で、米軍基地は沖縄ではなく日本に置くべきであるとの発言への反論を受けて) 基地は誰だって嫌である。しかし誰だって嫌なものをどうして私たちは沖縄に押し付けてそのままにされるのか。私たち日本人は沖縄に対し、現在進行形の差別と植民地主義の加害者であるという意識がなさすぎるのだ。私たち「平和主義者」はいつも米国が悪い、自民党が悪いと他者を責めて自分は何かいいことをやっている気になっている。だから自分が加害者であることを突きつけられると居心地が悪い。反論するのは自由だが、その居心地の悪さから逃げないでほしい。

アジアにおける日本の平和憲法第9条の役割

韓国 弁護士 チャン・キョンオック

1 第9条を改悪するための最近の日本の右傾化の歩みに対する懸念

(1) 日本の憲法は第9条で戦争を放棄し、戦力及び交戦権を否認する規定を置いている。平和憲法の象徴である第9条は、第一に過去の日本帝国主義の植民地支配と侵略戦争に対する過去の歴史の反省の意味が込められており、第二に日本の軍国主義の復活を防ぐための再武装を禁止する意味を持っている。

戦後、冷戦期を経て、現在の不安定な東アジア地域の軍事的緊張と対決の局面に至るまで、米国の支援の下、日本の極右・保守勢力は、絶えず軍国主義の復活を推進してきた。これに對抗して平和憲法を守るための国内外の疲れを知らない努力によって、第9条は現在まで守られてきた。このような日本の国内外の平和愛好勢力の献身的努力のおかげで第9条は改悪されず、日本の軍備増強、軍事力による紛争介入と戦争準備、戦争参加を抑制したり、禁止する機能を担い、アジアと世界の平和を守っている。

しかし、最近の日本の安倍政権の右傾化の歩みは、形式的に維持されてきている平和憲法第9条の趣旨をも踏みにじり、これに正面から逆行する行動を赤裸々にみせている。第9条を脱ぎ捨ててしまうような憲法改正の推進に対しては、日本国内はもちろん、周辺国、全世界の人たちが懸念を示している。

(2) まず、平和憲法第9条に盛り込まれた過去の歴史の清算の意思に逆行する日本政府の態度である。第9条は、日本帝国主義が犯した過去の歴史の清算に関する日本人の強力な意思を示しているはずである。それにもかかわらず、日本の安倍政権は清算しなければならない過去の歴史を反省し、その被害を賠償する代わりに、日本軍慰安婦の強制連行を否定する妄言をし、日本の内閣の閣僚たちが靖国神社を参拝するなど、日本の軍国主義を美化する右傾化の歩みに乗り出している。

韓国では、日本の安倍政権の右傾化の歩みに対する糾弾と怒りの声が、戦後の時期の中で最高潮に達している。日本帝国主義による朝鮮植民地統治の時期、韓国人に対して犯した反人道的で犯罪的な蛮行は、言語では説明し難いほど残酷で、それによる韓国人の苦痛は今も消えず、依然として耐え難い傷として残っている。植民地政策による大きな被害は、一日も早く清算されなければならないはずが、日本帝国主義が敗亡して70年余り経過した現在でも、日本は過去の反人道的犯罪について、周辺事情に応じて随時言葉を変え、責任を回避する姿

勢を見せ、癒えない被害者の傷口に塩を塗るような二次的被害をかけ続けている。

韓国人たちは、日本の安倍政権に対して明らかに問うている。朝鮮人女性たちを誘拐、拉致して日本軍の性奴隷として蹂躪するなどの日本が犯した反人道的犯罪を認めて謝罪し、賠償する意思があるのか?最近の日本の安倍政権の9条改悪を目指す右傾化の歩みは、韓国人には日本の植民時代の過去の歴史を否定して、その清算すべき責任を回避するものとみなされ、韓日関係の発展に深刻な悪影響を及ぼしている。

(3) 次に、平和憲法第9条に盛り込まれた軍国主義復活の反対と再武装反対の意思に逆行する日本政府の態度である。日本の安倍政権は、領有権紛争に備える、北朝鮮の脅威を口実にした韓半島有事に備えるなどを理由として、集団的自衛権を行使するための憲法解釈の変更と憲法改正論議を触発させ、戦争準備及び戦争参加のための法制度整備作業と第9条を改悪するための作業を具体化している。日本の安倍政府は対話と交渉、すなわち政治、外交的な方法による紛争の平和的解決の原則を規定した平和憲法第9条による東アジア域内の平和と安定を追求する代わりに、第9条を改悪するという正反対の道に向かっている。

日本の安倍政権は、戦後東アジア域内の平和と世界平和に寄与した第9条の機能と役割を完全に否認し、軍国主義の復活と再武装の強化の動きをますます強化している。アメリカのアジア覇権維持戦略に追従して中国を牽制しながら北朝鮮との軍事的対決を追求するために、韓米日軍事協力を強化するための軍事同盟を強化するばかりでなく、軍備増強及び戦争準備に積極的に乗り出している。そして、戦争参加のために集団的自衛権を行使できるようにするため、遂には、その法制制度的障害物である平和憲法の解釈を変更すると共に、第9条を改悪するための憲法改正推進にまで至ったのである。

日本政府の軍事同盟の強化、軍備増強及び集団的自衛権行使の動きは域内の平和と安定、軍事的緊張の緩和をもたらすものではなく、逆に、東アジア地域における新冷戦状態を招いて域内の軍備競争を激化させ、軍事的対立と葛藤を深化させ、軍事的緊張と衝突の危険を増加させ、域内の平和と安定に対して、想像できないほどまでの威嚇効果を生むことになる。

2 第9条改悪を眺める韓国政府のジレンマ

韓国の朴槿恵（パク・グンヘ）政権は、日本の安倍政権とその政治的な性格、すなわち極右・保守的という点で類似している。北朝鮮との対話と交渉を通じた南北関係改善に積極的に乗り出すよりは、韓米軍事同盟の強化を通じた北朝鮮への対決路線を依然として維持している。

現在、米国は韓米日の三角軍事同盟の強化を通じた域内覇権を維持するため、韓日軍事

協力の重要性を強調して、韓国の軍備増強と日本の再武装及び集団的自衛権の行使を支持している。

しかし、韓国国内の世論は、過去の歴史の責任を回避し、再武装を強化する日本の右傾化の歩みに反発する世論があまりにも強い。従って、米国政府追従の朴槿恵政権でさえ、韓日軍事協力と日本の集団的自衛権の行使を容認することにおいて、政権の危機をもたらすかもしれない国内世論の強力な反発を憂慮して、非常に慎重な対応をしている。

日本と同じく、韓国もまた、韓米軍事同盟に依存して同じ民族と政治軍事的に対決してきた不幸な歴史を依然として清算していない。このような韓国の立場からも、戦後の日本の人たちの軍国主義の復活反対と日本の再武装反対の意思が込められた第9条を改悪してまで、日米軍事同盟に依存して軍備増強と集団的自衛権の行使に出る日本の安倍政権の再武装について、軍国主義の復活と再侵略の危険を警戒し、不安視する世論が非常に高い。特に日本の集団的自衛権の行使を支持して乗り出してくる米国の態度に対しては、懸念を抱く韓国の世論もまた同じくかなり高いと思われる。

3 国際社会の日本に対する要請は、第9条の遵守と軍国主義復活の阻止

日本が現在、安倍政権のように国内外の反対にもかかわらず、軍国主義復活を公然の政策として、大っぴらに推進することができる背景には、敗戦後、日本の極右・保守勢力がずっと政治的影響力を行使し、政権を継続する中で、国際情勢の変化する現実を、我田引水的に歪曲したり誇張して、これを口実に平和憲法第9条を実質的に遵守しない、軍事大国化路線を追求してきたことがある。現在の日本の自衛隊の軍事費の支出と軍事力の水準は、既にだいぶ前に世界的軍事大国の位置に立っている。現在日本の安倍政権が推進する集団的自衛権の行使は、同盟の強化を口実にして、戦争を放棄し、交戦権を否認する第9条に違反して対北朝鮮または対中国など東アジア域内の周辺国を相手にした軍事行動を遂行しようとするものである。

国際社会が日本に要請するのは、平和憲法第9条を事実上無視し、米国の覇権に追従して日米同盟に依存し、さらには周辺国の脅威を口実にして、敵対と対決路線を追求し、自衛隊の武力を強化して軍備を強化する軍事大国化の道、つまり軍国主義の復活ではない。それにもかかわらず、日本は日本帝国主義の敗亡後も、引き続きそのような道を走ってきたことが事実なのである。

第9条の無視と改悪を通じた軍国主義の復活の動きは、日本の極右保守勢力による右傾化政策の産物だ。日本の極右保守勢力は戦犯国の責任を巧みに回避する一方、米国の帝国主義的覇権を積極的に追従し、軍国主義の復活と再武装の道を積極的に実現してきた。

現在起こっている日本の戦争参加と軍事行動のための第9条の改悪は、軍国主義復活の完成に向けた最後の障害物を除去するための試みとして、日本の極右保守勢力による東アジアの平和と世界平和に脅威を与える重大な挑発である。

国際社会は日本がこれ以上戦犯国としての責任を回避し、軍国主義を復活させてアジアと世界の平和と安全に脅威を与える道を歩むことをせず、第9条を実質的にも遵守して、域内の軍事的緊張と葛藤を平和的方法で解決したり、中立的位置で仲裁者の役割を果たして東北アジア域内の平和と安定を守る道へ進むことを強く要請している。

そのためにも、第9条を改悪を目指す日本の極右・保守勢力の右傾化の歩みを積極的に牽制し、これらの右傾化への策動を阻止できる日本の国内平和愛好勢力の力量をより発展させて、世界平和愛好勢力は、これに積極的に連帯していくことができるように願う。

4 平和憲法第9条の原則に基づいた韓半島問題などの平和的解決のために

東アジア域内の問題として、何よりも重要な問題は、韓半島の分断と冷戦体制に起因した軍事的対決と戦争勃発の危険性がある。韓半島で平和が定着されずに軍事的対決と戦争勃発の危機の構造が続く中、これをめぐる米軍の駐留問題、軍事同盟と軍事訓練の問題、韓半島の核問題など、紛争の平和的解決に向けた課題が続いて提起されてきた。

一方、中国が政治、経済、軍事大国への道を日増しに進める中で、これを警戒し、牽制する米国の対中国包囲及び牽制戦略による日米軍事同盟の強化や日本の軍備増強政策推進が、韓半島戦争危機とあいまって、領有権紛争をきっかけに、東アジア域内の新冷戦状態を招く危険性を増加させている。東アジアの域内の緊張と葛藤構造の中で日本は平和憲法第9条を永久に遵守していく立場に立たなければならない。従って、日本は米国の覇権に追従したり、米国の北朝鮮への対決路線、及び対中国包囲牽制戦略に同調して、北朝鮮の核の脅威と北朝鮮のミサイル脅威などを理由として軍事大国化を追求したり、集団自衛権の行使のような交戦権を行使することで戦争に参加してはならない。日本は、平和憲法第9条によって、戦犯国として過去の植民地統治に対する謝罪と賠償を迅速に履行し、北朝鮮との関係を正常化し、東アジアで提起される域内の紛争を外交的方法により平和的に解決する道に邁進しなければならない。

南北米相互敵対関係が維持、強化されている中で、戦争勃発の危機を繰り返している韓半島問題を解決するためには、何よりもまず南と北が日本の平和憲法第9条の精神に基づき、自主的に平和的方法で対話と交渉を通じて、韓半島の分断、冷戦体制の克服のために努力していくことが要請される。

韓半島戦争危機状態を解消し、恒久的平和を定着させるためには南北米など関連の利害当事国は、停戦協定を平和協定に転換させるために速やかに対話と交渉を開始しなければならない。韓半島で戦争状態を終息させる平和協定を締結すると同時に在韓米軍の撤収と韓米同盟の廃棄及び韓半島非核化を成し遂げなければならない。

ベトナム法律家協会副会長／国際法律家協会会員 レ・ミンタム教授

正義の実践と国の自決権を実効あるものにするため、植民地主義と帝国主義を防ぐため、国家間の紛争の平和的解決を進めよう。国際法律家協会は、創立以来、政治、経済、民主主義、人権などの分野で精力的に活動してきた。我々は、南アフリカのアパルトヘイトをなくすため国連と協力しただけでなく（1966年）、南アフリカ共和国前大統領ネルソン・マンデラ釈放のために努力してきた。中東での平和活動も行い、パレスチナ人の自決権も認めている（1980年）。

イラクにおけるアメリカの単独の武力行使に反対した（1998年）。シリアに対する武力行使に反対し、停戦と紛争の平和的解決を求めている（2012年）。ベトナムに関しては、国際法律家協会はアメリカのベトナム戦争に反対し、国家の自由と統一のために、国際社会にベトナムへの支持を表明するよう求めてきた。ベトナムの人々は、これまでの友情と支援に対して国際法律家協会と海外の友人たちに深く感謝している。

長年にわたる戦争を体験して、私たちは、戦争の恐ろしい破壊力と平和の価値をよく理解している。世界平和と安定、発展に寄与することは現在のベトナムの外交政策の目的になっている。シンガポールでの第12回アジア安全保障会議と最近の国連総会での演説で、ベトナム首相グエン・タン・ダン、世界の国々に平和を守り、共同をすすめ、貧困をなくし、地球を守ろうと呼びかけただけではなく、安全と平和への潜在的危機に言及した。また、彼は、国連平和維持活動へのベトナムの参加を公式に表明した。だから我々は、国際法律家協会の活動と会員を心から支持する。

平和は重要な役割を果たしているが、世界には危険な場所があることを認めなければならない。アジアでは太平洋地域が（政府に対する武装勢力の行動は別として）そうである。東シナ海と南シナ海における緊張は、その地域の平和、安全、安定への脅威となっている。このような緊張は、政治、経済、社会生活と北東アジア間の関係に直接的影響を及ぼすだけでなく、世界の他の国々に深刻な影響を及ぼす。最近の会議において、国際法律家協会事務局は、南シナ海における主権争いに関する緊張に対して意見を交換する機会を我々に提供しただけではなく、注意を払ってきた。

状況をよく分析して、事務局は南シナ海における現状に対して宣言を採択した。その宣言では政党に国際法を適用し紛争を阻止することを求めている。それは平和維持と、海を安全で

安定した平和な地域にするための共同に貢献する現実的意義のある行為である。我々はこの宣言が、会員やメディア、国連のような国際組織に送られるだけでなく、国際法律家協会のウェブサイトに掲載されることを望む。

今日の国際会議に参加して、私は、国内で大きな関心を引き起こしたベトナムの「1992年憲法」改正に際しての意見を紹介したい。

勝利に終わった戦争から30年以上がたち、ベトナムは社会経済的な発展を遂げた。2011年、国内外の変化に直面し、ベトナム国民議会は「1992年憲法」の改正を決定した。その目的は、政治と経済の同時発展、人民の人民による人民のための法治社会主義国家建設、人権と市民の権利と義務の保障、国家建設と防衛、将来の国際的融合をめざすものである。

先日、海外在住者も含めたベトナム人民から多くの意見を聞くため、我々は「1992年憲法」の改正草案を発表した。国内外のベトナム人は、彼らの知性と市民の義務の遂行を証明する貢献している。憲法が人々の意志と希望を反映することを望んでいるからである。「1992年憲法」改正草案に対する意見は、もっとも完璧な憲法を作ることに役立っている。その憲法は、国際社会の一員として、平和で安定し、発展する国を作る土台となる。

我々は国際法律家協会とその構成員が、ベトナム憲法の改正の過程と内容を支持してくれることを願っている。

ご紹介をいただきました大阪経済法科大学の伍躍と申します。この会合に参加して、皆様と一緒に議論することができ、うれしく思います。

憲法、しかも「日本国憲法」についての会合ですが、小生は憲法を研究する専門家ではありません。小生の専門は、前近代以来の東アジアの国制史です。小生にとって、一参政権のない外国人として、他国の憲法についてこのような会合で参加者と一緒に議論することは本当に恐縮なことです。しかし、ここに参りまして、議論に参加することを決めた理由は、平和憲法について述べたいことがあるからです。

1 東アジアにおける歴史問題、とくに大日本帝国による植民地支配および侵略戦争の克服という観点から見れば、「日本国憲法」は、明治以来の東アジアの歴史、さらに言えば明治以来、東アジアにおける大日本帝国の存在への痛切な反省を行ったうえでできたものと言うことができます。

まず、明治以来、大日本帝国と東アジア諸国の関係を簡単に振り返ってみましょう。

明治7年(1874年)	台湾出兵
明治8年(1875年)	江華島事件(翌年、日朝修好条規)
明治27年(1894年)	朝鮮王妃殺害事件、日清戦争(ちなみに、小生が留学した京都大学の前身、京都帝国大学は清国からの賠償金でできたものです)
明治33年(1900年)	清国出兵
明治37年(1904年)	日露戦争
明治43年(1910年)	韓国併合
大正4年(1915年)	対中国「21か条の要求」
大正7年(1918年)	シベリア出兵
昭和2年(1927年)	山東出兵
昭和3年(1928年)	「満州某重大事件」
昭和6年(1931年)	満州事変
昭和7年(1932年)	「満州国」建国、上海事変
昭和8年(1933年)	熱河侵攻
昭和12年(1937年)	盧溝橋事件、日中戦争～

明治以来、日本が殖産興業、富国強兵の面において、1有色人種の国としてさまざまな面で成功を収めたことは否めません。しかし、ここで以下の点を強調しておきたい。つまり、こうした成功は、当時の日本=大日本帝国の指導者たちが19世紀末に既存していた東アジアの国際秩序に対し、欧米の植民地帝国の列強とともに武力をもって挑戦し、東アジア諸国の存在を無視する形で、それらの諸国の弱体化を利用して自国中心の秩序を構築したことだ、とも言えます。その後、その指導者たちの野望は、中国を懲らしめるための「暴支膺懲」から、米英も懲らしめてやろう、つまり「鬼畜米英を倒せ」、「米英撃滅」までに次第に膨らみました。結果としては、日本の指導者は、米英を中心とする国際秩序に挑戦し、無謀な戦争に突入しました。結果として、アジア諸国の国民が大きな被害を蒙りまして、日本国民も多大な犠牲を払いました。

このように、明治以来の歴史を簡単に振り返ってみれば、日本の歴史のみならず、東アジア地域の歴史ないし世界史上、平和憲法がもつ意義を見出すことができると思います。現行憲法の制定にはアメリカの影響が大きかったと言われていますが、そこに日本人の英知もあったということは、忘れることができません。つまり、皆様がご存知のように、GHQが当時の内閣が提出した、「大日本帝国憲法」を微修正したものを否定し、憲法研究会の人たちが作成した「憲法草案要綱」を取り入れた形で現行憲法の原案を作りました。その憲法研究会が作った原案は、明治以来の20あまりの憲法草案をはじめ、フランス・アメリカ・ソ連・ワイマール憲法などを参考にしてできたものであります。その意味からすれば、「憲法草案要綱」の作成作業に係わった人たちは、明治以来の東アジアないし世界の舞台で大日本帝国がもたらしたさまざまな負の遺産（たとえば、大日本帝国による植民地支配、侵略戦争）に対し、それを事実として認めたと、痛切な反省をしてそれらを克服しようとして多大な努力をした、ということもできます。やはりこの意味において、平和条項、つまり9条に帰結して表れている普遍的な平和主義、平和構想は、明治以来の東アジア史という文脈のなかではじめて理解することが可能であります。さらにいえば、現在の日本の平和憲法は、東アジアないし世界への日本民族のすばらしい貢献だということもできる、と私は考えています。

2 第二に、東アジアに現存しているさまざまな対立に、どのように対処すればよいか、という問題であります。

我々にとって、所与の世界は東アジアであります。そこには毎日のようにさまざまな対立や摩擦が発生しています。国家レベルの政治的な衝突もあれば、留学先ないしアルバイト先にあった個人間のトラブルもあります。しかし、我々にとって、目の前に発生するさまざまなことを注目の一方で、長い目線と広い目線で世界全体を眺めることも重要です。なぜなら、そこには、我々

の先人、および他民族の英知があるからだ。

現代社会においては、民族国家をはじめさまざまな理念が生まれた故郷はヨーロッパです。しかし、そのさまざまな理念はどのような歴史的背景から生まれたのか。ここでヨーロッパを眺めましょう。

1337-1453年 百年戦争

1618-1648年 三十年戦争

1689-1815年 第二次百年戦争

近代以後、第一次、第二次世界大戦の主要な戦場

こうした戦争体験を踏まえたうえ、スイスの「永世中立」、および1971年フランス憲法の「平和条項」が生まれたのであります。しかし、ヨーロッパにおいて、EUがあるから、或いは民度が高い=文明人ですからと言って、すべての対立が片づけられたとは言えません。イギリスはスペインとの領土紛争（ジブラルタル）、北アイルランドの分離独立問題を抱え、当のスペインもカタルーニャ地域の独立運動に直面しています。イタリアには、イタリアからの独立を主張する北部同盟があります。

東アジアにおいては、少なくとも14世紀から近代にいたるまで、国家間および国内の戦争はあったものの、数十年ないし百年にわたるものではありませんでした。しかし、その間においては、国家間の対立がなかった、ということはありません。

李氏朝鮮と江戸日本との間、通信使による交流がありました。しかし、近年の研究で明らかにされたように、その交流に際して、外交礼儀をめぐる、双方が激しく対立しました。清朝中国と江戸日本との間には、いかなる政治関係=国交がありませんでした。こうした国交の断絶状態にあるにもかかわらず、長崎を通して行なった経済的文化的交流は途絶えることはありませんでした。

詳細についてはここでは申し上げることはできませんが、要するに、対立を乗り越える知恵は必ず存在する、ということです。広い意味での対立のない国家関係ないし国民感情というのは、現実の世界のなかで存在しえないのではないかと私は考えています。国内において党派間、党内の派閥間の闘争から、ライフラインの整備をめぐる地域間の利益争奪に至るまでの対立と同じように、国家間においても対立する一方、国際社会の一機成員として協力できる部分はきっとあります。

なお、対立というのは、一日あるいは短期間にできたものでもなければ、その解決は相当な時間を要するものであります。たとえば、両国の政治関係および両国間の国民感情に大きな影

第36回定期総会

第36回定期総会の報告

日本国際法律家協会事務局長 宮坂 浩

第36回定期総会が、2013年12月7日、青山学院大学第13会議室(ガウチャー・メモリアルホール)で開催されました。

1 記念講演

ミгранテ・インターナショナルのブッチ・ボンゴスさんから、「フィリピンの労働輸出と移民問題」について、パワーポイントを使いながら講演してもらいました。(35 ページ「記念講演 フィリピンの労働輸出と移民問題」参照)

ブッチさんは2013年4月から、笹本潤さんの担当のもとで、インターンシップを行っていますが、日本の入管行政や法制度の研究・調査などと並行して、日本国内のフィリピン人移民の支援のため、KAFINへの支援や国内の主要都市のミгранテの支部を設立するための活動を行っています。

2 定期総会

(1) 大熊政一会長の開会の挨拶に続いて、宮坂から、2012年11月から2013年12月までの国法協の活動報告を行いました。

①平和への権利

- ・ 国連平和への権利・作業部会第1会期への参加(2月18日～21日)
- ・ 平和への権利スタート集会(5月25日)
- ・ 国連人権理事会第23会期への参加(6月3日～7日)
- ・ 平和への権利・国連人権理事会第23会期報告集会(8月2日)
- ・ 国連人権理事会「平和への権利」と日本国憲法「平和的生存権」を考える第1回専門家会議(8月3日)
- ・ 9条国際会議で分科会を開催(10月13日)
- ・ シンポジウム「平和への権利と日本国憲法の平和主義」(10月15日)

響を与える領土問題は、短い期間で解決できるものではありません。しかし、長い目で見れば、問題解決に相応しい環境があれば、領土問題を含むさまざまな対立は、きっと乗り越えられるでしょう。近代以来、中国(清朝中国、中華民国/中華人民共和国)は、陸上において国境を接するすべての国との間で領土問題がありました(島の問題は言うまでもないが、台湾にある中華民国政府は法的に、未だにモンゴルを自国の領土として固持している)。場合によって、武力衝突もありました(たとえば、中国とソ連、ベトナム、インド)。2004年までに50年以上にわたり個々の当事国と交渉した結果、中国=中華人民共和国はインド以外のすべての国との間に陸上国境の確定を合意することができました。

国家間の紛争や対立を解決する方法や制度というものを如何に構築するか、という問題については、私は、やはり市民の力がいちばん重要ではないか、と考えています。さまざまな紛争や対立は国家間のもの、言い換えれば支配者間のものです。市民の力、あるいは国境を越える市民の力が結集することができれば、政治や政治家=支配者を動かすことはきっとできると思います。1950年代から20年以上にわたり続けてきた日本の民間の日中友好運動がなければ、1972年の日中国交正常化は考えられません。この意味からすれば、市民間の交流や相互理解は、紛争と対立を乗り越えられる基礎になるに違いないのであります。

以上は、なかなかまとまりのない話ですが、とりあえず、これで終わらせていただきたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

- ・ 国会院内集会和議員要請（10月16日）
- ・ シンポジウム「平和への権利・国連宣言と平和的生存権」（10月16日）
- ・ 実行委員会では、パンフレット作成、署名、英語本「平和への権利の国際的監視」の販売を行っている。

※笹本潤さんから、2013年12月に第2回作業部会に提出される新草案が発表される予定となっており、2014年2月の第2回作業部会を経て、6月の人権理事会で国連総会に提出される案が採択され、同年秋・冬の国連総会で採決するスケジュールとなっていること、作業部会と人権理事会に向けて、「コンセンサスか投票か」という難しい問題が提起されていることなどが報告された。

②フィリピンNUPL、NGOとの交流

- ・ KAFINと2012年12月9日にランチミーティングを行った。
- ・ NUPLとの協定に基づき、ブッチさんのインターンシップを2013年4月から行っている。
- ・ フィリピンの反基地運動国際シンポジウムとフィリピン人権国際会議（7月16日～21日）に参加。
- ・ 日本在住のフィリピン移民について会議（11月25日）

※漆原由香さんから、日本在住のフィリピン移民にアンケート調査（在留資格、婚姻・離婚、教育、生活保護、労働等の項目）を実施し、その結果などを基に、法律家の援助、入管行政やフィリピン大使館との交渉、NUPL・ミгранテとの連携を行い、COLAP6で発表することなどを目標に実行してゆきたいとの報告がされた。

- ・ NUPLの総会への参加（11月30日～12月1日）

③9条国際会議と9条世界会議の開催（10月13日、14日）

- ・ 9条国際会議では、午前中の全体会に続いて、午後は、第1分科会「戦争のない世界へ」、第2分科会「アジアの中の9条」、第3分科会「平和への権利」が開催された。
- ・ 9条世界会議では、午前中に「戦争のない世界へ」、「アジアの中の9条」、「9条☆ワカモノ会議」の3つのワークショップが開催され、午後は海外ゲストの発言、若者アピール、沖縄、福島からの報告、上條恒彦さんのコンサート等が行われ、「9条世界会議in関西・会議宣言」が採択された。

※梅田章二さんから、世界11カ国から19名の海外ゲストが参加したこと、両会議合せて約5500人が参加し成功裏に終了したことなどが報告された。

④ IADL大会報告

IADL第18回大会（ブリュッセル）について、新倉修副会長から報告がされた。

⑤ ワールドソーシャルフォーラム参加

チュニジアで開催されたワールドソーシャルフォーラム（3月26日～30日）に参加し、「ヒロシマからフクシマ」と9条セミナーのワークショップを開催した。

⑥ ウィスコンシン・シカゴ交流ツアー参加

おおさか社会フォーラム主催のウィスコンシン・シカゴ交流ツアー（7月29日～8月5日）に参加した。

⑦ 原発と人権ネットワーク

※大熊政一会長から、2014年4月に開催される“第2回「原発と人権」全国研究・交流集会in福島”の実行委員会に参加し、具体的な準備活動を進めていること、協会は反核法協などと協力して、原発と人権、脱原発政策、脱原発のための国際的なネットワークづくりをテーマとする分科会の企画を進めていくこととなっていることなどが報告された。

⑧ 韓国民弁と交流

自由法曹団東京支部、日朝協会、9条世界会議関西実行委員会と共催し、韓国の民弁と交流を行った（5月14日）

⑨ 特定秘密保護法案に対する声明発表

特定秘密保護法案に対する法律家7団体の共同声明を発表するとともに、協会としての声明を11月22日と12月2日に発表した。

⑩ 機関誌・パンフレットリニューアル

InterJuristを2013年4月、8月、11月の年3回発行し、新しい装丁にリニューアルした。また、JALISA紹介パンフレットも記載内容等が古くなったため更新し、装丁もリニューアルした。

(2) 組織

① 弁護士：新入会員 8人、退会 22人

学 者：新入会員 1人、退会 10人

市 民：新入会員 2人、退会 0人

現在の構成人員：弁護士261人、学者65人、市民42人 合計368人

② 事務所の移転と事務局業務の委託

事務所を四谷の伊藤ビルから新宿区荒木町のマンションに移転した。
また、事務局の業務に関しては、高部優子さんの会社に業務委託するという形態をとっている。

(3) 財政

収支では、103万4665円の黒字であるが、これは、事務所の移転に伴い、伊藤ビルの敷金の戻りを収入に組入れたためであり、実質的には赤字であること、会費収入が対予算比77.2%となっており、会費の納入率を上げることが課題となっていること、支出の面では事務所移転により家賃支出を月額約5万円抑え、事務局の体制も雇用関係から事務委託の形態に変更することで支出の減額を図っていること、機関誌発行費、通信費、リース料金等を抑えたこと等を報告した。

なお、監査は、2012年度と2013年度を合せて行い、決算が適正であると認められた。

(4) 2014年の活動方針

①平和への権利

2014年2月の作業部会、6月の人権理事会に向けて、「コンセンサスか投票か」という難しい問題が提起されており、今後、国内の実行委員会や学者、国際NGOとの協議や議論を行ってゆく。

②IADL第18回大会（ブリュッセル）

実行委員会を作り、国内の各法律家団体等と協議し、日本からの報告内容を詰め、大会の成功に向けての準備を進めてゆく。また、多数の参加者を募るための宣伝活動も進める。

③原発と人権ネットワーク

2013年4月に予定されている“第2回「原発と人権」全国研究・交流集会in福島”の実行委員会に参加し、国際シンポジウムの成功のために活動する。

④ブッチさんのインターンシップ

期間が2014年4月までであるが、期間を1年延長する。

⑤移民問題について

日本在住のフィリピン移民にアンケート調査を実施し、その結果などを基に、法律家の援助、

入管行政やフィリピン大使館との交渉、NUPL・ミгранテとの連携を行い、COLAP6で発表することなどを目標に実行してゆく。

⑥COLAP6

ネパールでの開催が計画されているが、具体化され次第、対応できるようにしてゆく。

⑦改憲賛同に対する共同行動

国家安全保障基本法などを制定し、集団的自衛権を容認し、自衛隊の海外での無限定の武力行使に道を開き、日本を「戦争ができる国」に変質させる策動が進められているが、こうした問題に、協会ならではの活動を行うと共に、他の法律家諸団体との共同行動を進めてゆく。

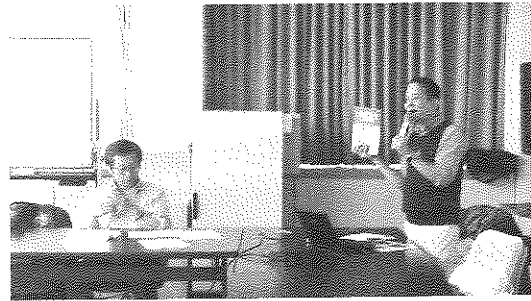
(5) 議案、予算・決算について、質疑、討議が行われ、いずれも採択された。

記念講演 フィリピンの労働輸出と移民問題

ミグランテ・インターナショナル ブッチ・ボンゴス

今年の7月に、日本からフィリピン人75人が、チャーター機で強制退去させられました。日本政府の移民に対する態度は非常に厳しくなっています。

フィリピン移民問題を理解するには、フィリピンの経済的、社会的背景の理解が重要です。



I. フィリピンの現在経済状況および政治状況

フィリピンは自然資源が豊かな国ですが、フィリピン人は貧しいままです。約1,200万のフィリピン人が、世界中の様々な国に行き、厳しい労働をしています。

フィリピンの基本的な指標

フィリピンの失業率は、2011年12月には24%（約970万人）であったのに対し、3か月後の2012年第一四半期には、34.4%（約1,380万人）に急激にのびました。理由は、契約社員化がすすみ、6か月で解雇されるシステムが作り上げられたからです。

また、貧困率は、2011年12月には45%（約910万人）であったのに対し、2012年3月には55%（約1,110万人）に増えています。貧困率は、政府が出している指標の1つで、6人家族で1日945ペソが貧困ラインです。しかし、平均労働賃金は、1日425ペソ（約975円）です。夫婦共働きでも貧困ライン以下という状況です。

飢餓経験者は、2011年12月には、22.5%（約450万世帯）であったのに対し、2012年3月には23.8%（約480万世帯）になり、3か月でこれも急激に伸びています。フィリピンはご飯が主食なのですが、いまやインスタントラーメンを多く食べるようになりました。それは同じ値段で、お米の3倍の量を食べられるからです。

さらに、農村部は、仕事も土地もなく最悪な状況にあります。IBON FOUNDATION, INC.によると農村部のフィリピン人の2/3は貧困にあえいでいるそうです。

貧困の原因

このような生活の質の低下は、国の経済状況の悪化と、政治危機が原因で、4つあげられると思います。

1つは、輸出志向、輸入依存の経済です。フィリピンは、日本からコンピューターや車、カナダからは重機などを輸入して、その支払いをするためにバナナやマンゴーを売ってドルを得ています。そういう経済のシステムになってしまっています。

2つめは、健全な発展計画の欠如です。輸出に頼り、産業の発展計画がないため、国内の産業が発展しません。トヨタ、ホンダなど日本の車を輸入しても、フィリピンの産業自体は発展しないということです。

3つめに、土地不足と、本格的な「農業改革」の欠如があります。大土地所有者の問題も改善していません。

最後に、政府の大規模な汚職があげられます。今まですべての大統領に汚職がありました。人民のお金を使ってしまうのです。大統領になる前はビジネスマンだったので、自分の利益を優先してしまうようです。

労働力の輸出

フィリピンは、バナナやパイナップルを売って、コンピューターを買うという経済システムの中で、債務が増え、それを補うように労働力を輸出しています。政府は、社会的な緊張を和らげるために、膨大な数の失業者や不完全雇用者を海外へ輸出し、落下するペソを下支えするために、必要なドル送金をかき込み、貿易赤字を埋め、債務の支払いを行う、ということです。過去30年間、フィリピン経済とすべての行政は、海外のフィリピン人からの送金によって下支えされています。国の経済は、送金によって最終的な崩壊から免れていると思われます。2011年には、世界中のフィリピン人が、210億米ドルの送金をしました。日本は世界第5位の移民国で、毎年平均8億ドルがフィリピンに送金されています。

フィリピン人労働者の海外への大量出国は、現在も続いています。1日、約4,500人のフィリピン人が出国し、1年間では160万人にのぼり、行先は、世界中200カ国以上の国に及んでいます。現在、フィリピン人海外出稼ぎ労働者は1,200万人を超え、そのうち5分の3は女性です。日本には、合法的に入国したフィリピン人は20万2千945人、非合法を入れると推定25万人ほどだと思われます。

II. フィリピン人の日本への移住の歴史

移住の要素

フィリピン人の海外への移住には、積極要素と消極要素があります。

－積極要素－

- 貧しさ
- 失業
- 経済的、政治的変位

－消極要素－

- 経済的機会
- 結婚
- 日本の魅力

移住の歴史

戦後、日本は、フィリピンから移民をたくさん受け入れています。それは日本が必要としているからです。とくに非熟練労働者を多く受け入れています。フィリピン移民は、アメリカに行きたい人が多いのですが、経済的魅力に富み、フィリピンから近い日本を選ぶことが多いです。しかし、日本政府は閉鎖的な移民政策をとり続けています。

また、“外国人花嫁”として日本にくる女性もいます。日本人男性、特に田舎の人が、結婚相手を探すのです。フィリピン女性、日本人男性はお金持ちだという理由で、結婚しようとします。なぜなら彼女たちは経済的な問題を抱えているからです。日本は少子高齢化社会です。フィリピンから移民が入り、子どもを産んだり、働き手になったりすることで、バランスをとろうとしているのではないのでしょうか。フィリピン女性と日本人男性が結婚して、子どもが生まれると、そういう人口も増えてきます。このまあいくと人口構成も変わってくる可能性もあります。

エンターテイナーの流入もあります。フィリピン人エンターテイナーは、通常6か月の雇用契約をします。しかし、日本に入国する際、ブローカーに大金を支払わなければなりません。ブローカーは、フィリピン人や日本人など様々ですが、大体30万円ほどを支払うことになっています。しかし、契約期間の6か月の中では、その大金を払いきれないのがほとんどです。そうすると、6か月後に逃げるか、または結婚して働き続けるかの選択肢しかありません。

III. 移民の権利は人権である

人口動態と現在の構成

日本で、在日フィリピン人の人口が多いのは、以下の3つのエリアです。

1. 東京・約2万8千人

2. 愛知2万6千

3. 神奈川1万7千

フィリピン人移民が抱える問題は、家族、仕事、在留資格の問題です。不法滞在者は、深刻な問題を抱えています。また、特に大きな問題としては、女性が搾取、抑圧されていることです。ドメスティックバイオレンスや人身売買、売春強要などで、それは必ずしも発覚していないケースも多々あります。フィリピン人女性は貧しい国からきて、ホステスをやったり、クラブで働いたりしていますが、日本人女性よりさらに弱い立場にあります。

日本の入管政策は非常に厳しいものになってきて、エンターテイナーの入国も厳しい制度に変わりました。そうすると今度は、偽装結婚をして日本に入り、クラブに働きにいきます。そのようなことがシステム化しているのが現状です。

日本でのフィリピン人移民に対する人権侵害は、労働者の権利侵害（賃金不払い、手当の欠如）から身体的虐待や暴力、殺人、差別、外国人排斥、人種的偏見と社会的排除などの極端なケースに及びます。

IV. 法律実務家や他の関連する日本の人権団体の挑戦

フィリピンの労働力輸出政策は、1つのシステムになっています。しかし、フィリピン人は、バナナやマンゴーと違って人間ですから、日本で犠牲になってしまうのです。だからこそ、日本の法律家の助けが必要なのです。移民は商品ではなく人間なのです。ぜひとも法律家に力を貸してほしいのです。

2010年にフィリピンで開催されたアジア太平洋法律家会議（コラップV）で、移民問題の決議やワークショップが行われ、そこから、私が現在行っている日本国際法律家協会でのインターンシップのアイデアが生まれました。

移民には、毎日、法的問題があります。私は、インターンシップのなかで“タンゴールミгранテ（移民を救え）”というネットワークを、法律家や学者、NGOなどに呼びかけています。移民問題は、人権の問題です。ぜひ協働したいです。弁護士は、社会正義を目指して活動するものだと思います。労働組合は、今はあまり移民問題に取り組んでいないのが現状です。先進的な弁護士の役割が求められています。

インターンシップの受け入れに感謝します。フィリピンの移民だけでなく、他の国の移民問題についても連携していきたいです。どうもありがとうございました。

NUPL 報告

国際連帯活動が一步進んだ!

フィリピン NUPL (人民のための法律家全国連合) 第3回総会報告

日本国際法律家協会理事 笹本 潤

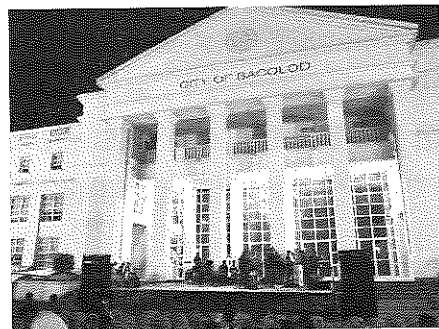
第1 NUPL 総会の様子

2013年11月30日、12月1日の2日間にわたって、フィリピンのネグロス島のバコロドで、NUPLの第3回総会が開催された。第1回は、NUPLの設立総会で、当時のJALISA会長の新倉さんが参加した。第2回は、2010年のCOLAP Vの直後に開かれ、今回の第3回総会は、私(笹本)と入会したばかりの長谷川弥生会員が参加した。

ネグロス島はフィリピンのほぼ中央にあり、NUPL総会はバコロド市の市庁舎で行われた。ちょうど11月に台風ヨランダが通り過ぎた直後で、ネグロス島の北部に台風被害が出た。最も被害のひどかったのはネグロス島の東に位置するレイテ島の東部だったが、ネグロス島の西隣の島からも、家を台風で破壊されたという弁護士夫婦が参加していて驚かされた。



NUPL総会の会場



台風被害救援コンサートが行われたバコロド市庁舎前

総会の参加者は100名ほどで、海外ゲストは私たちJALISAの他に、ベルギーのプロGRESS・ロイヤーの代表が参加しており、連帯メッセージは、アメリカのナショナルロイヤーズギルド、ベルギーのプロGRESS・ロイヤー、イタリアの民主法律家協会、ペルーの法律家団体、IADLからのものが紹介され、NUPLが幅広く国際活動をしていることがわかった。

バコロド市で総会が開かれたのは、市の法律

オフィサーに就任したサラ弁護士の貢献が大きい、ネリ会長の実家もこの市にある。焼き鳥がおいしい地域で、サトウキビ畑のプランテーションが一面に広がり、大地主の下で、農民が1週間で200ペソ(約500円)という驚くべき低賃金で働いていると現地の人が教えてくれた。

総会の1日目の主な議題は、各地域支部からの活動報告であった(北部ルソン、中部ビサヤス、南部ミンダナオ)。その後2010年からの3年間の活動報告がエドレ事務局長から報告・討議され、夜は台風被害者のための寄付コンサートが市庁舎の真ん前で行われた。台風被害自体は自然災害であるものの、その後のフィリピン政府の支援体制は不十分で海外からの援助が末端の被災者にとどかないという問題を抱えているとのことであった。そのため民間を通じた支援が必要になり、寄付コンサートが行われたのである。コンサートといってもNUPLの弁護士が歌うのだが、みんなプロ顔負けにうまく、地元の市民も寄付をしていた。

総会の2日目の冒頭に、JALISAの紹介がされ、私から連帯メッセージを述べさせてもらった。日本の情勢として、秘密保護法や集団的自衛権の動きが警戒を要することを報告した。JALISAとNUPLの交流・連帯活動については、2007年からの交流を紹介した。特にCOLAP Vでの移民問題の分科会を端に発したフィリピン移民の国際連帯については、COLAP V以後、ミгранテ・インターナショナルのブッチさんのインターン受け入れをして、具体的に日本でも動き始めているので、NUPLとは一層の連帯強化をしたいと要望した。



台風の寄付金を会長、事務局長に渡す長谷川弥生さん

長谷川さんからは、JALISA会員に呼びかけ、台風被害の寄付を募ったことを紹介してもらい、実際に寄付金をネリ会長とエドレ事務局長に手渡した。

2日目の最後は、今後の3年間の活動報告と諸決議がなされた。

NUPLの活動方針は、①人権侵害の被害者に対する法的サービスの提供、②加害者に対する責任追及、③人権保障のための国連、国内機関の利用、④内外の人権侵害に対するキャンペーン活動、⑤人権侵害の事例の共有や、加害者不処罰の廃止に向けた活動、⑥脅威にさらされている弁護士の保護、⑦法律家の力量の向上、⑧弁護士会や海外の法律家団体との共同、である。海外との連帯活動が方針上も強化されているのが、NUPLの特徴である。

第2 フィリピンの移民保護・人身取引被害対策の連携強化について

今回 NUPL に参加したもう一つの理由は、移民・人身取引の被害者対策を NUPL と行うことだった。

現在長谷川さんと取り組んでいる人身取引の被害者のケースは、ミンダナオ島・ダバオの女性が、ブローカーから日本のフィリピンパブで働くことができると勧誘を受け、日本人男性と偽装結婚させられた。日本人夫の配偶者ビザを取り、日本に入国したが、実際は売春を強要され、ブローカーの手から身一つで逃亡して現在保護されているという事案である。偽装結婚を法的に解消する手続と、ブローカーの告発が主な仕事内容である。この事件は、ブッチさんの紹介だった。

しかし、被害女性が、人身取引の加害者を告発しようとしても、ブローカーに身元が知られており、ダバオにいる被害者の家族にも身体的な危害が及ぶ可能性がある。そのため、なかなか被害者は告訴に踏み切れない。このような状況に対して、NUPL の弁護士と連帯して何か保護する対策が取れないかを相談した。家族への危害の防止を100%することは難しいが、被害女性がフィリピンに帰国してから、ダバオの弁護士や NGO と連絡を取り合って、相談を進めて行くことが確認された。

事務局のグレースを始め、多くの NUPL の弁護士（ネリ会長、エドレ事務局長、エドウィン、レイチェル、カルロス・サラテ、アルニー、ミニー、サラ）が親身に私たちの相談を聞いてくれた。その結果、当面の具体策まで結びついたことが、今回の訪問の重要な成果であった。

人身取引やブローカーの勧誘については、地元のバコロドの人に聞くと、ミンダナオだけでなくネグロスでも広く行われているらしい。給料が週に200ペソ（約400円）という極度の貧困のため、日本や香港で働かざるをえないフィリピン人がいて、さらにそれを食いものにする日本のブローカーとフィリピン国内の協力者が存在するという社会構造がある。このような社会構造が変わらない限り、人身取引による被害やブローカーによるフィリピン人の搾取もなくなる。

今後も NUPL との間で、個別の事件の解決にとどまらず、社会構造にまで踏み込んだ連帯活動を一層発展させていきたいと思う。

フィリピン NUPL 2011 年～2013 年の活動

弁護士 長谷川弥生

第1 NUPL 第3回総会

NUPL は2007年に設立され、3年に1回総会が開かれてきました。2回目は2010年で、今年は3回目の総会でした。総会では前回から今回までの3年間の活動報告行われました。

この報告からはフィリピンの人権侵害状況がいまなお悲惨な状況にあること、また、NUPL のメンバーたちが困難な状況のなかでいかに奮闘しているかが分かります。

次の項目において主な事柄を紹介します。

第2 フィリピンにおける人権侵害状況

1 人権侵害の加害者たちが刑罰を受けないこと

現在のアキノ政権のもとにおいてもなお、フィリピンでは超法規的殺人、失踪、拷問、不当逮捕が続いており、特にその対象となっているのは、反体制派の活動家などで、教会関係者やメディア関係者までいる。

そして、加害者に対する訴追は行われず、国家はこのような状況を放置している。

2 フィリピン軍にとって NUPL などの団体は「敵」であること

フィリピン軍の上官たちは、NUPL などの団体のことを「敵」と公言しており、団体に属する弁護士などへの迫害もある。

3 活動家危害に対して賞金がかけられていること

危害を加える対象の活動家がリスト化されており、それぞれに莫大な賞金がかけられている。そのため、活動家の関係者だと誤解されて、危害を受ける者もいる。警察により不当に逮捕され、裁判で軍関係者に偽証されたガードマンもいる。明らかに不当に逮捕されて釈放までに2年もかかった詩人もいる。現在も継続中の裁判が多くある。

4 軍人により市民の殺害が行われていること

軍人が超法規的に市民を殺害しても、加害者に対する訴追は十分でなく、解決していない事件も多い。このような状況から超法規的殺人はいまも続いている。

5 事件の背後にいる大物が釈放されてしまうこと

1986年におきた超法規的殺人について、殺害を直接指示したとされるフィリピン空軍大佐について、裁判は彼を釈放することとし、容疑者は軍にかくまわれ、真実が闇に葬られる可能性が高くなっている。

6 法律家に対して危害が及んでいること

2012年11月には弁護士が銃撃を受け、また2013年8月には別の弁護士が殺害された。NUPLの現事務局長も警察から容疑をかけられている。

7 その他

マルコス政権の被害者補償法などの問題、マルコス政権時からの政治犯の釈放運動、サイバー犯罪法による人権侵害の危険性、米軍駐留による被害の補償、貧しい移民労働者の問題、など様々な問題にかかわっている。

8 NUPLの国際的活動

IADL（国際民主法律家協会）やIAPL（人民のための国際法律家協会）への参加、アメリカのNational Lawyers groups、Progress Lawyers Networkとの協力など、国際会議を主催したり、国際会議において積極的に意見を表明したりしている。

第3 まとめ

フィリピンではなお、超法規的殺人などが行われており、NUPLのメンバーは自らも迫害の対象となりながら、まさに命がけで闘っています。国際社会と連帯して、自国をよくしていこうとする活動の様子がよくわかりました。JALISAも彼らの活動から学ぶことが多くあると思います。

国連平和への権利 2013年11～12月の動き

平和への権利日本実行委員会 事務局長 笹本 潤

2013年6月24日の、国連人権理事会第23会期決議（A/HRC/RES/23/16）において、以下のことが決まった。

1, 作業部会は、人権理事会の第25会期の前の2014年に、5日間の第2会期を開催する。

※その後の情報では、第2会期は2014年6月30日～7月4日に延期されたとのことである。

2, 人権高等弁務官事務所が必要な援助を行う。

3, 作業部会議長（コスタリカのクリスチアン・ギジェルメ）が、政府、地域、他の関係者と第2会期作業部会の前に非公式協議を開催する。

4, 作業部会議長は、第1会期の議論と会期間の非公式協議に基づいて新草案を準備し、第2会期の前に提出する。

5, 政府、市民社会、すべての関係者は作業部会の作業に積極的、建設的に協力すること。

6, 作業部会は進展状況報告書を準備し、人権理事会第26会期の議論のために会期の前に提出する。

このうち、11月には政府との非公式協議、NGOとの非公式協議がそれぞれジュネーブで開催された。12月23日現在、作業部会議長の新草案はまだ発表されていない。

本号では、2013年10月22日付けの作業部会議長の手紙と、11月4日のNGOとの非公式協議の内容の要点を紹介する。

1, 議長から寄せられた質問事項（10月22日）

政府とNGOとの非公式協議の中で、作業部会議長から以下の質問が投げかけられた。

(1) 作業部会議長の新草案において、国際人権のメインテーマは何だと考えますか。

(2) 以下の人権上の課題についてのあなたの意見は?これらは、宣言案のオープンで建設的な議論、そして関係者の合意の形成に、有益ですか。

- ・人間の安全保障と、健康と環境の権利を含む経済的、社会的、文化的権利の享受
- ・人種主義、人種差別、排外主義、他の不寛容
- ・教育
- ・表現、宗教、信条の自由、及び戦争宣伝の禁止
- ・開発
- ・被害者の保護、移行期正義、紛争予防
- ・平和維持、平和構築
- ・軍縮
- ・テロリズム
- ・宣言を広く知らせる方法 (これらはすべてではない)

2. 議長が開催した NGO との非公式協議の内容 (11 月 4 日)

(スペイン国際人権法協会によるレポートより)

23 の NGO が参加。

和解のための国際協力 (International Fellowship of Reconciliation) は、兵役の拒否は、宣言に取り入れられるべき。ピースメッセンジャーシティ国際協会は、非公式協議が英語のみで行われ、協議資格がある NGO に限定されたこと、を残念に思う。第 4 世界は、極度の貧困の中で決定に参加する権利を含む、貧困と差別の問題を取り上げた。ローマ教皇ジョバンニ 13 世協会は、平和への権利は位置を下げるべきでない、兵役拒否は草案に取り入れられるべき。国際民主法律家協会 (IADL、ミコル・サビア) も、協議資格のある NGO だけに限定されたことを残念に思い、NGO も、草案に対する各国政府の情報を得るために、政府との非公式協議に参加させるべきと要求した。この情報がなければ IADL は、新たなコメントができないと主張。また作業部会議長に対し、コンセンサスを得るために何を削除するつもりなのかを質問した。

作業部会議長は、協議は人権理事会が採択した標準的な方法で行っている、さらに政府と NGO に対して、平等な方法で二つの別々の協議を呼びかけた。現在の法典化作業の中心は各国政府だが、NGO からも情報を得たい。作業部会議長は、現在の賛成国、反対国を明らかにした。地域グループでも意見は割れている。議長の仕事は一致点を見つけることである。

スイス国際ペンクラブは、2013 年 9 月の人権理事会において平和への権利の支持を表明したマニフェストに言及した。独立専門家として、国連総会に総会再生のため、戦争宣伝の廃止と、戦争と戦争の挑発を防止するたまたの新アドバイザーを指名することの提案をした。軍縮の権利は、軍拡競争が悪化しているため重要である、国家予算は透明で、具体化には人々の参加が許されるべきと強調した。非核兵器地帯の創設は進められるべき、と述べた。

ピースメッセンジャーシティ国際協会は、協議資格を持たない 24 の NGO の共同提案を発表した。

国際障害者同盟は、世界人権宣言が示すように、平和と社会権は深く関係している。積極的平和には、構造的暴力の廃止、参加する権利の向上が含まれるべき。平和の新構造は国内、国際レベルにおいて導入されるべきと述べた。

作業部会議長は、安保理に関連する問題はニューヨークで議論されるべき、それゆえ平和への権利の新草案には、安保理で扱う問題は含まれない。議長はさらにいくつかの国際 NGO は法典化の作業に参加していないのか質問した。さらに参加した NGO に総会での投票がこのプロセスに価値をもたらすかどうか、について質問した。もし作業部会第 2 会期でコンセンサスが得られなかったら、人権理事会が総会において投票が行われる前に、現在の宣言案の破棄 (first class funeral) を準備する用意がある、と語った。

国際民主法律家協会は、NGO が参加しないのは議長の新提案を待っているからと述べた。

スイス・ペンクラブは、国連宣言を達成するには、コンセンサスが最も望ましい形である、サンチアゴ宣言の基本的要素は維持すべきである。アムネスティ、HRW などの他の NGO は、彼らの財政援助国が反対しているため、平和への権利に反対している。反対に、国内の人権団体はもっと協議に参加すべきと述べた。

参加した 5 NGO は、もしコンセンサスが困難なら、法典化プロセスを成し遂げるために、人権理事会と国連総会で投票が行われるべき、と主張。

作業部会議長は、コスタリカは、コンセンサス方式しか支持しない。武器の製造国でもある先進国、途上国のような重要な国が平和への権利に反対していることを明らかにした。非同盟諸国運動 (NAM) や、中南米カリブ (GRULAC) の中でも、コンセンサスはない。それゆえ、新草案は、軍縮の権利のような人権の課題以外の問題には触れないことになると述べた。最後に、2013 年 11 月のある時期に国際組織と国連システムと非公式協議を持つつもりであると述べた。議長が提案する新草案は、2013 年 12 月 1 日には発表する。作業部会第 2 会期の前に NGO とともに協議をするだろう。

3. 今後の動き

2014年6月30日から7月4日 平和への権利・作業部会第2会期

- ・意見書を提出できる（予定）。
- ・作業部会の直前に作業部会議長とNGOの協議の場が設定される可能性がある。

2014年9月 国連人権理事会第27会期

- ・ここで、国連総会に提案する草案が、コンセンサス方式か投票方式で決定される予定

2014年12月 国連総会（予定）

4. 作業部会議長に提出した、治安維持法同盟の意見書

11月には、日本からも治安維持法同盟、実行委員会が作業部会議長に対して、意見書を提出した。以下は、治安維持法同盟の意見書である。

戦争こそ「平和への権利」を阻害するもの

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

父は1944年3月、私が国民学校一年に入学する前、赤紙一枚で戦場に駆り出された。そして同年12月22日「比島方面ノ先頭ニ於テ戦死ス」との村役場からたった14文字の戦死の公報が届けられた。しばらくしてから遺骨の引き渡し場所が指定され、兄の胸に仰々しく白い布に包んだ箱を抱え家に帰ってきた。物言わぬ箱を開けてみんなびっくりした。箱の片隅に石ころと炭のかけらが重なり合っていた。命を賭けて戦場に赴いた人の骸をこんな物で納得せよと言うのか。あまりにも無慈悲ではないか。国民学校一年生の私でさえも怒りのようなものが込み上げ、涙さえ出なかった。

後になって知ったことだが「うちの兄ちゃんの遺骨箱には白い紙切れ一枚だった」「うちの父ちゃんの箱には何もなかった」と多くの遺族から聞かされた。母は戦死の公報を聞いたとたん、気を失い田んぼに倒れた。病弱だった母は気丈な素振りを見せて、銃後を守るために朝は暗いうちから起きて、牛に食わせる草刈り、夜は子供を寝かせて夜なべ仕事、寝る時間を惜しんで子供たちや家や農事を守るために骨身を削って働いた。

やがて母は過労がたたって父の戦死から一年半ほどたった初春、高い熱を出し、ペニシリンなど注射する金もなく、たった二日床に着いただけで、寒い寒いと言いながら肺炎で亡くなった。母の顔は子供6人を残していくのが忍びないのか、口はへの字に、目は吊り上り、両足は硬直

していた。残された子供6人のうち、弟は親戚にあずけられ、弟は「姉ちゃん、兄ちゃんのところから学校に行きたい、麦飯でもいい、何でもみんなの言うこと聞くから」と言って一晩中泣いた。私はまさしく戦災孤児となった。広島、長崎には原爆が落とされ、一瞬のうちに街は焦土と化し、広島では20万990人、長崎では9万3966人被爆した。44年10月には理工科系、教員養成科以外の学生13万人の学生が「戦時非常時特定方策」で出陣し、特攻隊として片道だけのガソリンを積んで再び帰らぬ人となった。

父は南方から燃料を満載した船で、本土に帰還中、米軍の潜水艦から発射された魚雷が命中、瞬時のうちに海が火の海と化し、船もろとも巻き込まれ、必死に生きるために、浮き沈みしながら救助を待つが、力尽き藻屑として海底に沈んだ。父が、母や子供たちの名を呼び続けて死んでいったと思うと、私の胸の中ははちきれそうになる。私は戦死公報を受けたあの日から父はどこかに生きていると信じ、父の消息を探し続けてきた。公報とは全く異なった場所で亡くなっていた。2010年2月、66年ぶりに父たちが眠る海底の真上に、ベトナムの人たちの援助で慰霊することができた。66年の間多くのことを学んだ。軍独自に徴用した船員や船舶には、今だに戦死の公報も何も通知されていないことを。

こうした体験を通し、戦争とは一人一人が持つ寿命をまっとうする権利を奪う物であり、死んでからも人間の尊厳を奪うものであることを痛感する。同時に、残された家族の幸福さえも奪うものである。何人も平和に生きる権利が大切にされる世界こそが希求される。

戦後68年がたった今、戦前やられてきた暗黒政治の再来を危惧する。「積極的平和外交」というスローガンで平和という言葉だけが踊り、その裏で国民の目と口と耳をふさぐ「秘密保護法」「集団的自衛権行使」法案が自公維新などの多数の力で審議が強行された。「戦争する国」「戦争できる国」にしようと、現憲法を改悪することも狙われている。戦争こそ「平和の権利を踏みつぶす」最悪の麻薬である。福島原発が収束していないと同様、日本で起こした15年戦争は、終結どころか今も生きている。そんな中で、平和に生きることが一人一人の人権として世界で宣言することは極めて大きな意味を持っている。



IADL 近況

国際民主法律家協会事務局長 新倉 修

電話会議から

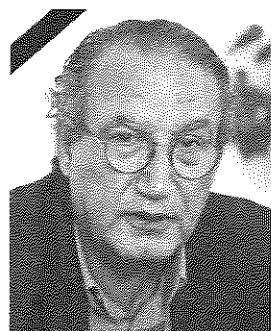
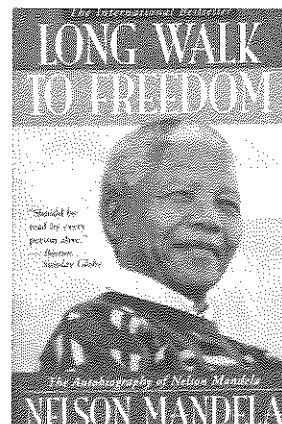
2014年4月15日からのIADL大会および総会が近づいている。この間、スカイプによる電話会議で討議を進めているが、大会については、人民法廷運動をしているBRussells Tribunalが参加を決定し、アラブ法律加盟連(ALU)が半日のセッションでサイバー犯罪のワークショップを開催することが決まった。

トルコでは、テロリストに係わったという嫌疑で、40数名の弁護士が拘束され、刑事裁判を受けている。法廷傍聴も含めて、支援活動を検討している。これに関連して、イギリスのホーディン協会が3月22日にロンドンで人権に関する会議を開催するが、それに先立って、1月24日にトルコの弁護士問題について集会を予定している。

また、ホンジュラスの選挙にNLGが監視団を派遣することが決まった。

ネルソン・マンデラ元大統領・IADL 名誉会長の逝去

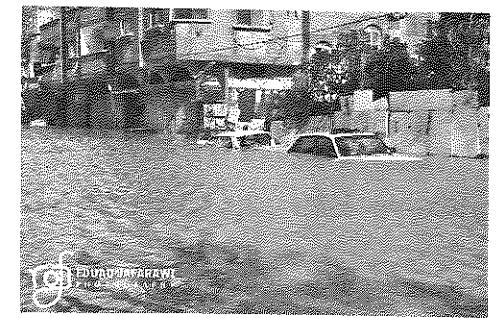
南アフリカ共和国の元大統領ネルソン・マンデラ氏が2013年12月5日に亡くなった。アパルトヘイトと闘い、投獄されながらも不屈の精神力で、『自由への長い歩み Long Walk to Freedom』(著書)を諦めなかった。1994年に大統領に就任したが、IADLやアフリカ系アメリカ人の法律家グループ、NLGなどが長い間、支援活動を行い、選挙監視団も派遣した。1996年にケープタウンでIADL大会が開かれたとき、前会長のジョエ・ノルドマン氏とマンデラ氏をIADL名誉会長に推挙した。



ガザのパレスチナ人権センターがヨーロッパの人権賞を授与される

2013年11月、スウェーデンの人権団体 Swedish Right Livelihood Award Foundation は人権賞をパレスチナ人権センター(PCHR)所長のラジ・スラーニ氏に授与した。IADLにとっては、ハイチでの大震災で法律援助活動を行っているマリオ・ジョセフ氏に対する人権賞候補選定(本誌前号参照)に続く、朗報。同賞は、

「ノーベル平和賞相当」という評価の高いもの。1980年にジャーナリストで職業的切手収集家であるJakob von Uexkullが、ノーベル賞よりもっと広い視野で、地域社会への優れた貢献を顕彰するために、財団を設立して、ストックホルムのスウェーデン議会で授賞式を行っている。ちなみにノーベル平和賞はノルウェーのオスロで授与される。

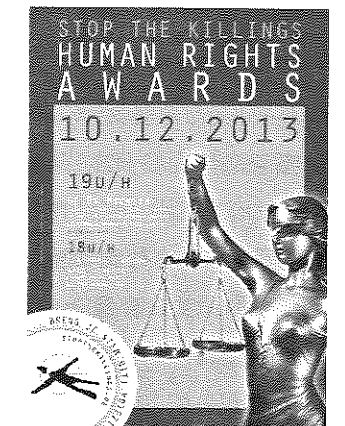


さらに、ガザは豪雨に見舞われた。

他方、ガザの地域精神保健プログラムの創設者で現所長であるイアド・ラジャブ・アルサラジ博士(Dr. Iyad Rajab al-Sarraj)(前頁写真)が、病気で亡くなった。

フィリピン法律家に人権賞

世界人権デー(2013年12月10日)に、フィリピンの全国民法法律家連盟(NUPL)がベルギー人権キャンペーン団体の人権賞 Stop the Killings Human Rights Award (殺すな!人権賞)を受けることが発表された。本年は世界人権宣言65周年にあたり、NUPLは、日本から笹本潤弁護士と長谷川弥生弁護士が参加したが、第3回全国大会を開催したばかりであった。大会のテーマは「人民の権利を擁護し、保護し、前進させるために隊列を引き締めよう:人権を侵害する国のさまざまな企みに抵抗しよう」というものであった。

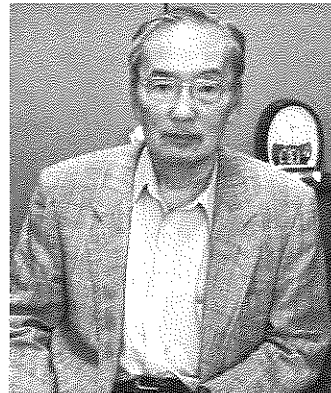


榎本信行弁護士を偲ぶ

青山学院大学 新倉修

榎本信行さんは、早稲田大学の先輩で立川市高松町に住んでおられ、隣の国立市にある桐朋中学・高校に通った私にとって、個人的にも親しみをいだく関係にある。立川高校を卒業されたと聞くと、ますます共通の話題が多くうれしく思った。物静かで訥々とした話しぶりは聴く人を引きつけ、その実直な人柄は、日本民主法律家協会の理事長・雪入益見弁護士が急死された後、代役を引き受けられたというエピソードによく示されている。「立川の住人」として砂川闘争の歴史を生き、伊達判決に胸を躍らせ、特別上告後の最高裁判決に落胆するよりもむしろ、強い憤りを覚えられたことも、想像に難くない。最近判明したように、当時の田中耕太郎最高裁長官が、いち早く、東京地裁の判決内容を知り、特別上告をすすめるような言動をとっていたことと比べると、榎本先生の怒りや悲しみは、強い正義感に支えられ、汚濁した司法界を貫く不屈の闘いに結びついた。

1995年9月4日に、沖縄に駐留する海兵隊と海軍の兵士3名が10歳の少女を陵辱した。北京での世界女性会議から帰った女性たちのみならず、怒りは燎原の火のように沖縄全島に広がった。東京でも米軍と米国政府に抗議し、日本政府を督促して犯罪捜査の迅速な遂行と犯人の厳正な処罰を求める行動が提起された。協会事務局長だった私は、加藤文也弁護士から勧められて、11月の法律家沖縄調査団に参加した。その後、12月にパリでIADL執行部会議があり、会長(当時)の仲田晋弁護士と相談して、IADL調査団派遣を提案し、団長にはアメリカのレノックス・



ハインズ弁護士を推薦し、翌年2月に実施する運びになった。東京では、基地騒音訴訟団の支援で、横田基地が見渡せるビルの屋上から、あきる野市議による説明を受けたが、窓口となったのが同弁護団長の榎本先生だった。さらにIADL調査報告書を携えて、4月にケープタウンでのIADL第14回大会に臨み、さらにステップアップして、9月8日～16日に訪米要請行動に出かけた。アメリカで、国務省、国防総省、大統領府国家安全保障会議、連邦議会委員会のスタッフなどに面談し、ニューヨークでは国連事務次長にも要請書を届けたが、10名の要請団を率いるのに、榎本先生にお願いしたところ、英語は得意ではないとためられながら、卒然、団長を引き受けていただいた。その詳しい報告は本誌111号に掲

載したが、榎本団長は「グローバルな市民運動のなかで、日米関係、日米安保の問題を考え、展開していくべきだと痛感した」と総括している。

1997年6月の第2次訪米要請団(団長・藤田勇)では、ペンタゴン日本部長のサコダ中佐と、予定した30分を遙かに超過して、日米安保グローバル化の問題やSACO(沖縄に関する特別行動委員会)提案をめぐる激論を交わした。基地騒音訴訟はますます広がったが、沖縄ではまさにせめぎ合いの状態が顕著になり、名護市で、普天間飛行場の代替海上基地建設の住民投票で反対が過半数を占めたのに、比嘉鉄也市長は受入れを表明した後、辞任するという一幕があり、また大田昌秀知事が反対を表明するものの、名護市長選挙では建設推進派の候補が当選するなど、情勢は混沌としてきた。他方、久米島の沖にある鳥島米軍射爆場で劣化ウラン弾が演習で使われた事実が発覚し、これと米軍用機の発着差止めを求める基地騒音・爆音訴訟の要望をもって、第3次訪米要請団が派遣されることになった。総勢30名を超える団体は、サンディエゴやボストンに回るグループもニューヨークに集結し、セントラル・パークから国連本部前まで五番街(5th Avenue)をデモした。さらにニューヨーク市立大学で公開シンポジウムを実施した。このときの団長も榎本先生にお願いした。詳しい報告は本誌128号に掲載したが、シンポジウムでのパネリスト役を騒音弁護団の若手気鋭であった伊藤和子弁護士に譲りながら、団長として、砂川基地闘争、60年安保闘争にも触れて、従属ではない日米関係の構築を希望し、不平等な日米地位協定の問題点を手短かに述べ、映像や爆音の実演による迫力のあるプレゼンテーションの先触れとしては意外なほど、冷静沈着に、これまた訥々と、事柄の重要性や事物の真理を説かれた。当時、ニューヨーク市立大学の学生だった前本真理さん(現在ニューヨーク州弁護士)の受け入れ準備は心のこもったものだったが、あいにく試験期間にあたり、学生の参加は必ずしも多くはなかった。実はこの企画は、同校の卒業生であるベス・ライオンズさん(現在、IADLニューヨーク代表補佐、ルワンダ国際刑事裁判所弁護士)がコーディネートしたが、それを推進したのが、ハインズ弁護士(当時ラトガーズ大学教授)だった。彼は、訪米団に対して「皆さんは、今日、一粒の種を播いたのです。小さな試みのように見えますが、違います。これは必ず一房の実を結び、大きく広がる可能性を秘めています。米兵による犯罪への憤りから出発した日本の法律家と市民による訪米要請活動は、毎年3回も続き、育ってきました。この声を絶やさず、上げ続けることが大事です。」とねぎらいの言葉をかけた。榎本団長は、答辞の中で、「ご覧のように聴衆は多くなかったのですが、私たちはがっかりしていません。アメリカの大学の中で、米軍基地の不当性を訴える集会を開くことができただけでも、私にとっては驚異であり、大きな成功です。自由の国であるアメリカの市民の皆さんが、軍隊のない世界をつくるために、

私たちと協働することを強く希望します。ありがとうございました。」と淡々と述べられた。
その志は継がねばならない。

JALISA活動日誌

2013年

- 11月 11(月) 日本国際法律家協会・第10回理事会
25(月) 日本在住フィリピン移民についての会議
30(土)～12月1(日) NUPL総会への参加
12月 7(土) 日本国際法律家協会・第36回定期総会(青山学院大学)
26(木) 日本国際法律家協会・第1回理事会

2014年

- 1月 16(木) 日本国際法律家協会・第2回理事会

今後の予定

- 2月 14(金) 日本国際法律家協会・第3回理事会
3月 5(水) 法律家7団体共催シンポジウム「特定秘密保護法廃止へ」(明治大学)
12(水) 日本国際法律家協会・第4回理事会
4月 5(土)～6(日) 第2回「原発と人権」全国研究・交流集会in福島
10(木) 日本国際法律家協会・第5回理事会
15(火)～19(土) 第18回IADL大会(ブリュッセル)

編集後記

特定秘密保護法が、国民の過半数を超える反対の声を無視して強行採決されました。しかし、この法案に対しては、国民の各層各分野から幅広い反対の声が上がり、国際的にも国連人権理事会の特別報告者等からも憂慮の念が表明されるなど、これまでにない運動の広がりがみられました。今後安倍内閣は、国家安全保障基本法の制定により、集団的自衛権の行使容認など立法による9条改憲の策動を強めようとしており、これに対して協会ならではの活動が求められています。また、「平和への権利」も国連総会に提出される案について、国連人権理事会でどのような内容にするのかをめぐり重要な局面を迎えており、国内の実行委員会や学者、国際NGOとの協議や議論が重要になっています。そして、IADL第18回大会(ベルギー・ブリュッセル)に向けて、実行委員会を作り、国内の各法律家団体等とも協議をしながら進めてゆきたいと思いますので、多数の会員の皆さんがIADL大会に参加されるようお願いいたします。